

# 富谷市地域防災計画

---

資 料 編

令和2年3月

富谷市防災会議



# 〔目 次〕

## 資 料 編

1. 組織等	1
【資料 1-1】 富谷市防災会議条例	
【資料 1-2】 富谷市防災会議委員	
【資料 1-3】 富谷市災害対策本部条例	
【資料 1-4】 富谷市災害対策本部運営要綱	
【資料 1-5】 富谷市災害対策警戒配備要領	
【資料 1-6】 防災関係機関一覧	
2. 土砂災害指定区域等	19
【資料 2-1】 急傾斜地崩壊危険箇所	
【資料 2-2】 土石流危険溪流	
【資料 2-3】 土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設	
3. 防火対象物・危険物	24
【資料 3-1】 防火対象物一覧	
【資料 3-2】 危険物貯蔵取扱施設一覧	
4. 通信設備等	38
【資料 4-1】 通信設備一覧	
【資料 4-2】 指定河川洪水予報伝達系統図	
【資料 4-3】 市町村被害状況報告要領	
5. 避難所等	50
【資料 5-1】 避難場所一覧	
【資料 5-2】 避難所一覧	
【資料 5-3】 町内会館一覧	
【資料 5-4】 福祉避難所一覧	
【資料 5-5】 避難の基本的フロー	
【資料 5-6】 市有車両一覧	
【資料 5-7】 災害対策基本法施行令第 33 条第 2 項に基づく緊急車両の標章	
6. 医療機関等	62
【資料 6-1】 医療機関等一覧	
7. 消防団、水利	64
【資料 7-1】 富谷市消防団組織	
【資料 7-2】 消防水利一覧	
8. 気象情報等に関する区域	66
【資料 8-1】 宮城県の細分区域に該当する市区町村表	
【資料 8-2】 宮城県の震央地名	
9. 協定書・覚書	68
【資料 9-1】 相互応援協定	
【資料 9-2】 物資・資機材の提供等に関する協定、覚書	

10. 災害救助法	71
【資料 10-1】 災害救助法による救助の方法、程度及び期間について	
【資料 10-2】 被災世帯の算定基準	

# 1. 組織等

## 【資料 1-1】 富谷市防災会議条例

昭和 38 年 2 月 21 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき富谷市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 富谷市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
  - (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
- (平 25 条例 25・一部改正)

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 30 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
  - 3 会長は、会務を総理する。
  - 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
  - 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
    - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
    - (2) 宮城県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
    - (3) 宮城県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
    - (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
    - (5) 教育長
    - (6) 消防団長
    - (7) 黒川地域行政事務組合消防本部消防長
    - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
    - (9) 前各号に掲げる者のほか、自主防災組織を構成する者、女性、高齢者その他市長が特に必要があると認めて委嘱する者
  - 6 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
  - 7 前項の委員は、再任されることができる。
- (平 22 条例 2・平 25 条例 25・一部改正)

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。

## 1. 組織等

---

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

### (部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 防災会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 防災会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

### 附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

### 附 則(昭和59年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則(平成7年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則(平成11年条例第27号)抄

#### (施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

### 附 則(平成22年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則(平成25年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 【資料 1-2】 富谷市防災会議委員

令和元年9月末現在

所 属	役 職	氏 名
国土交通省東北地方整備局	所長	奥田 秀樹
国土交通省東北地方整備局	所長	佐藤 伸吾
宮城県仙台地方振興事務所	所長	山口 浩徳
宮城県仙台土木事務所	所長	平塚 智
宮城県仙台保健福祉事務所	所長	鈴木 宏昭
宮城県大和警察署	署長	木村 正浩
黒川地域行政事務組合消防本部	消防長	佐藤 喜好
仙台市ガス局	管理者	氏家 道也
東北電力株式会社	所長	清水 望
NTT東日本-宮城事業部	室長	伊藤 浩治
新みやぎ農業協同組合あさひな地区本部	本部長	早坂 豊弘
くろかわ商工会富谷事務所	所長	大川 明雄
公益社団法人富谷市シルバー人材センター	理事長	鈴木 康夫
社会福祉法人富谷市社会福祉協議会	会長	草野 昭徳
富谷市老人クラブ連合会	会長	大童 英雄
富谷市消防団	団長	松田 勝幸
富谷市婦人防火クラブ	会長	新木 順子
富谷市行政区長会	会長	平岡 政子
自主防災組織	行政区長	門間 とも子
富谷市民生委員児童委員協議会	会長	大和 道功
富谷市民生委員児童委員協議会	委員	飯沼 恵美子
富谷市民生委員児童委員協議会	委員	相澤 昭子
富谷市子ども・子育て会議	委員	日諸 喜代子
富谷市教育委員会安全担当	富谷中学校主幹教諭	木村 雅之
富谷市	副市長	西村 一慶
富谷市教育委員会	教育長	菅原 義一

**【資料 1-3】 富谷市災害対策本部条例**

昭和 38 年 2 月 21 日

条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき富谷市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前 3 条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年条例第 27 号)抄

(施行期日)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この条例は、平成 28 年 10 月 10 日から施行する。



## 【資料 1-4】 富谷市災害対策本部運営要綱

平成 27 年 3 月 11 日  
訓 令 第 1 号

## (目的)

第 1 条 この要綱は、富谷市災害対策本部条例（昭和 38 年富谷市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、富谷市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (本部の設置)

第 2 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に本部を設置する。

- (1) 市の区域内において震度 5 強以上の地震が観測されたとき。
- (2) 市の区域内において気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく特別警報が発表されたとき。
- (3) 市内全域にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めたとき。

## (本部の廃止)

第 3 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

## (本部の位置)

第 4 条 本部は、富谷市役所内に置く。ただし、被災等により市役所庁舎に設置することが不可能となった場合は、本部長が指定する場所に置く。

## (副本部長及び本部員)

第 5 条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。ただし、その任にある者が不在の場合には、総務部長がその職務を代理する。

- 2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次の表の左欄に掲げる組織のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる者をもって充てる。

市長部局	企画部長，総務部長，市民生活部長，保健福祉部長，経済産業部長，建設部長
富谷市教育委員会	教育長，教育次長，教育部長
消防団	団長

- 3 前項に定める者のほか、本部員は、本部長が必要と認める者をもって充てることができる。

## (本部会議)

第 6 条 本部に、本部会議を置く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要事項を協議決定し、その実施の推進に当たる。
- 3 本部会議は、本部長が招集する。

## 1. 組織等

---

### (組織及び分掌事務)

第7条 本部に、別表第1に掲げる部及び班を置き、別表第2に定める事務を分掌する。

2 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 班に班長を置き、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

### (本部事務局)

第8条 本部に、本部事務局を置き、総務部防災安全課を充てる。

2 本部事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

### (本部連絡員)

第9条 部に、本部連絡員を置き、部長が所属職員のうちから指名する。

2 本部連絡員は、上司の命を受け、所属部と本部事務局との連絡調整並びに所属部に係る被害又は災害対策活動に関する情報の収集伝達及び資料の整理等の事務に従事する。

### (情報連絡員)

第10条 班に、情報連絡員を置き、班長が所属職員のうちから指名する。

2 情報連絡員は、上司の命を受け、所属班に係る被害又は災害対策活動に関する情報等の連絡事務に従事する。

### (現地本部の設置)

第11条 本部長は、災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要があると認めるときは、当該地域内に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

### (現地本部長)

第12条 現地本部に現地本部長及び現地本部員を置き、本部長が指名する。

2 現地本部長は、本部長の命を受け、現地本部の事務を掌理する。

### (現地本部の組織等)

第13条 前2条に定めるもののほか、現地本部の組織その他現地本部に関し必要な事項は、その都度本部長が定める。

### (非常配備体制)

第14条 本部長は、本部を設置した場合は、組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員に非常配備を指令し、本部を廃止した場合は、非常配備を解除する。

2 部長は、あらかじめ次の事項を定めた非常配備編成計画を作成し、これを班員に周知徹底しなければならない。

(1) 班内の所掌事務、配備職員及びその責任者

(2) 配備職員の連絡先並びに休日及び勤務時間外における連絡体制

3 部長は、その分掌事務を実施するため職員に不足を生じる場合は、本部長に対しその補充を要請することができる。

## (非常配備の特例)

第 15 条 本部長は、災害の状況により特定の部に対して区分の異なる非常配備体制の指令を発することができる。

- 2 部長は、配備された職員がその分掌事務を完了したとき、又は災害の態様等により直ちにその事務を実施する必要がないと認められるときは、本部長の承諾を受け、当該所属職員の配備を縮小させることができる。

## (緊急参集等)

第 16 条 配備職員は、休日、勤務時間外等において大規模な災害が発生し、又は大規模な災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、自発的に所属班に参集し、又は所属班に連絡をとり上司の指示を受ける。

- 2 本部設置前の警戒配備については、別に定める。

## (協力団体等に対する応援要請)

第 17 条 部長は、事前に災害対策に係る応援協定を締結している団体又は協力を必要とする団体、事業所等（以下「協力団体等」という。）の応援を必要とする場合は、本部長に申し出る。

- 2 本部長が協力団体等の応援を必要と認めたときは、本部長は、当該災害対策に係る分掌事務を担当する部長に、応援要請の手続きを命ずる。

## (県、他の市町村、自衛隊等に対する派遣要請)

第 18 条 本部長は、災害対策を実施する場合で、県、他の市町村、自衛隊等（以下、派遣機関という。）の派遣を必要と認めたときは、本部事務局に、速やかに災害派遣要請の手続きを命ずる。

- 2 本部長は、前項の派遣について決定通知があった場合は、当該派遣の受入体制を整備するため、関係部長に必要な指示をする。
- 3 前項の規定により指示された関係部長は、速やかに当該派遣の受入れの時刻、場所及び方法等について派遣機関に連絡する。

## (被害状況等の報告等)

第 19 条 部長は、それぞれの分掌事務に関する被害状況等について、本部事務局に報告する。

- 2 本部事務局は、各部長からの被害状況等の報告をとりまとめ、本部長に報告するとともに、各部長に通報する。
- 3 本部長は、市内における被害の状況等について、判明した結果を随時、宮城県災害対策本部へ報告する。
- 4 本部長は、被害の状況等について、必要の都度関係機関及び住民に発表する。

## (関係機関への連絡及び要請)

第 20 条 本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に連絡し、又は必要な措置を講ずるよう協力を要請する。

## (記録)

第 21 条 部長は、災害に対する各種情報、指示事項等の受理伝達及び報告については、すべてこれを記録し、これを保存しなければならない。

## 1. 組織等

---

(腕章及び標識)

第 22 条 本部長、副本部長、本部員その他本部職員は、災害対策活動に従事するときは、腕章等を付ける。

2 災害対策本部を設置したときは、本部を設置した建物の玄関等の見やすい場所に、災害対策本部の標識板等を掲げる。

(その他)

第 23 条 この訓令に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この訓令は、平成 27 年 3 月 11 日から施行する。

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

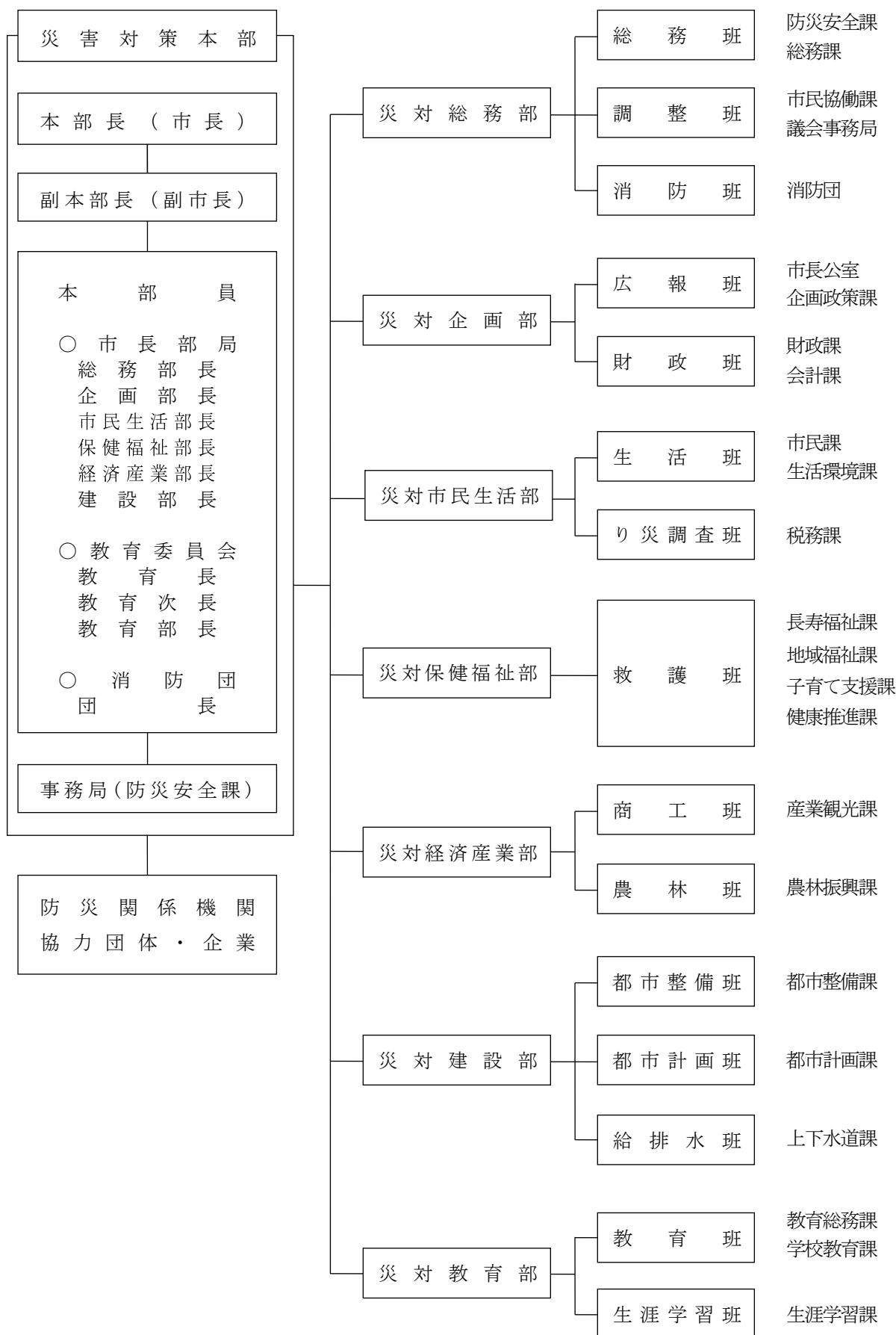
この訓令は、平成 28 年 10 月 10 日から施行する。

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

本部の組織体制



## 1. 組織等

### 別表第2

#### 各部等の事務分掌

##### 1 災対総務部

班	担当課	事務分掌
総務班	防災安全課 総務課 ◎防災安全課長 ○総務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の設置運営に関する事。</li> <li>2 災対各部の総合調整に関する事。</li> <li>3 代替本部，現地本部の開設に関する事。</li> <li>4 避難勧告，指示及び警戒地域の設定に関する事。</li> <li>5 県，防災関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>6 自衛隊の派遣要請に関する事。</li> <li>7 防災ヘリの派遣要請に関する事。</li> <li>8 災害協定の運用に関する事。</li> <li>9 備蓄物品の配給管理に関する事。</li> <li>10 災害情報収集の総括に関する事。</li> <li>11 災害情報提供の総括に関する事。</li> <li>12 災害記録に関する事。</li> <li>13 職員の安否確認に関する事。</li> <li>14 職員の健康管理，厚生等に関する事。</li> <li>15 災害派遣職員の受入，調整に関する事。</li> <li>16 災対各部の職員調整に関する事。</li> <li>17 電子計算機の運用，復旧に関する事。</li> <li>18 他の班の事務に属さない事。</li> </ol>
調整班	市民協働課 議会事務局 ◎市民協働課長 ○議会事務局長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町内会との連絡調整に関する事。</li> <li>2 各種行政委員会との連絡調整(議会及び監査委員含む。)に関する事。</li> <li>3 本部班の応援に関する事。</li> </ol>
消防班	消防団 ◎副団長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消火，防ぎよ，救出活動に関する事。</li> <li>2 市民の避難誘導に関する事。</li> <li>3 救援物資の輸送支援に関する事。</li> <li>4 行方不明者の捜索に関する事。</li> <li>5 防犯対策に関する事。</li> <li>6 その他，市内の安全安心に関する事。</li> </ol>

##### 2 災対企画部

班	担当課	事務分掌
広報班	市長公室 企画政策課 ◎市長公室長 ○企画政策課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集に関する事。</li> <li>2 災害情報の提供に関する事。</li> <li>3 報道機関の対応に関する事。</li> <li>4 災害視察の対応に関する事。</li> <li>5 国，県等への陳情，請願に関する事。</li> <li>6 緊急輸送車両の調達に関する事。</li> <li>7 市民バスの運行管理に関する事。</li> <li>8 本部長，副本部長の秘書に関する事。</li> </ol>

班	担当課	事務分掌
財政班	財政課 会計課 ◎財政課長 ○会計課長	1 市役所庁舎等の被害調査, 応急復旧に関すること。 2 施設利用者の保護に関すること。 3 市有財産被害の取りまとめに関すること。 4 災害復旧復興の予算措置に関すること。 5 公用車の運用管理に関すること。 6 燃料の調達, 管理に関すること。 7 応急対策資金の調達, 出納に関すること。

## 3 災対市民生活部

班	担当課	事務分掌
生活班	生活環境課 市民課 ◎生活環境課長 ○市民課長	1 所管施設等の被害調査, 応急復旧に関すること。 2 施設利用者の保護に関すること。 3 遺体安置所の設置に関すること。 4 遺体収容用品の確保に関すること。 5 戸籍, 埋火葬証明に関すること。 6 市民相談所の開設, 運営に関すること。 7 り災証明, り災台帳に関すること。 8 生活ゴミの収集, 処理に関すること。 9 災害廃棄物の処理に関すること。 10 し尿の収集, 処理に関すること。 11 防疫に関すること。 12 食品衛生対策に関すること。 13 災害廃棄物の対策に関すること。
り災調査班	税務課 ◎税務課長	1 り災調査に関すること。 2 税金の措置に関すること。 3 他の災対部の応援に関すること。

## 4 災対保健福祉部

班	担当課	事務分掌
救護班	長寿福祉課 地域福祉課 子育て支援課 健康推進課 ◎長寿福祉課長 ○地域福祉課長 ○子育て支援課長 ○健康推進課長	1 所管施設等の被害調査, 応急復旧に関すること。 2 施設利用者の保護に関すること。 3 災害時要配慮者, 避難行動要支援者の安否確認等に関すること(高齢者, 障害者, 妊産婦, 乳幼児等)。 4 被災者の援護活動に関すること。 5 食料, 物資の管理, 配分に関すること。 6 炊き出しに関すること。 7 災害救助法の適用に関すること。 8 日赤宮城県支部等との連絡調整に関すること。 9 医療救護所の設置, 運営に関すること。 10 医師会, 医療機関等との連絡調整に関すること。 11 医療資器材, 医薬品等の確保及び配分に関すること。 12 社会福祉協議会等との連絡調整に関すること。 13 災害ボランティアに関すること。 14 義援金に関すること。 15 災害弔慰金, 災害援護資金等に関すること。 16 健康相談, こころのケア, 衛生管理に関すること。

## 1. 組織等

### 5 災対経済産業部

班	担当課	事務分掌
商工班	産業観光課 ◎産業観光課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の被害調査, 応急復旧に関すること。</li> <li>2 施設利用者の保護に関すること。</li> <li>3 商工会等関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>4 災害復旧資金の融資に関すること。</li> <li>5 商工観光, 商業関連の被害調査に関すること。</li> <li>6 被害者への職業のあっせんに関すること。</li> </ol>
農林班	農林振興課 ◎農林振興課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の被害調査, 応急復旧に関すること。</li> <li>2 農協等関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>3 農作物, 農業施設の被害調査に関すること。</li> <li>4 農林畜産物の病虫害防除及び災害応急技術対策と指導に関すること。</li> </ol>

### 6 災対建設部

班	担当課	事務分掌
都市整備班	都市整備課 ◎都市整備課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路, 橋梁, 河川, 崖地及び市有建物の被害調査, 応急復旧に関すること。</li> <li>2 緊急輸送道路の確保に関すること。</li> <li>3 道路等の障害物除去に関すること。</li> <li>4 道路管理者が行う通行禁止の措置に関すること。</li> <li>5 建設業者との連絡調整に関すること。</li> </ol>
都市計画班	都市計画課 ◎都市計画課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都市公園施設, 市営住宅等の被害調査, 応急復旧に関すること。</li> <li>2 施設利用者の保護に関すること。</li> <li>3 住宅等の応急危険度判定に関すること。</li> <li>4 り災調査の応援に関すること。</li> <li>5 応急仮設住宅の建設に関すること。</li> </ol>
給排水班	上下水道課 ◎上下水道課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道施設, 下水道施設の被害調査, 応急復旧に関すること。</li> <li>2 水道施設, 下水道施設の緊急操作に関すること。</li> <li>3 重要施設への応急給水に関すること。</li> <li>4 給水活動に関すること。</li> </ol>

### 7 災対教育部

班	担当課	事務分掌
教育班	教育総務課 学校教育課 ◎教育総務課長 ○学校教育課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童, 生徒及び教職員の安否確認に関すること。</li> <li>2 児童, 生徒に対する避難誘導, 一時保護に関すること。</li> <li>3 所管施設の被害調査, 応急復旧に関すること。</li> <li>4 指定避難所の開設に関すること。</li> <li>5 避難所の運営に関すること。</li> <li>6 所管施設に避難してきた住民の一時避難保護及び避難誘導に関すること。</li> <li>7 学校給食用物資の確保に関すること。</li> <li>8 炊き出しへの協力に関すること。</li> <li>9 ヘリポート設置への協力に関すること。</li> <li>10 文化財等の被害調査, 応急対策に関すること。</li> </ol>



班	担当課	事務分掌
		11 応急教育活動に関すること。 12 教育場所の確保に関すること。 13 学校その他教育関係機関との連絡調整に関すること。 14 学用品等の確保に関すること。
生涯学習班	生涯学習課 (公民館含む。) ◎生涯学習課長	1 所管施設の被害調査, 応急復旧に関すること。 2 施設利用者の避難誘導, 保護に関すること。 3 指定避難所の開設に関すること。 4 避難所の運営に関すること。

## 【資料 1-5】 富谷市災害対策警戒配備要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富谷市災害対策本部運営要綱（平成27年富谷町訓令第 号。以下「要綱」という。）第16条第2項の規定に基づき、災害対策本部設置前の警戒配備に関し、必要な事項を定める。

(配備体制)

第2条 配備体制は、次による。

- (1) 警戒体制（0号配備）
- (2) 特別警戒配備
  - ① 警戒本部の設置（1号配備）
  - ② 特別警戒本部の設置（2号配備）

(警戒体制)

第3条 防災安全課長は、異常気象その他の原因により災害に対する警戒が必要であると認めるときは、別表に定める非常配備基準（以下「配備基準」という。）により警戒体制（0号配備）を指令し、気象、水防等の情報収集及びその通報等に当たる。

- 2 防災安全課長は、災害の危険が解消したと認めるときは、警戒体制を解く。

(災害対策連絡会議の開催)

第4条 防災安全課長は、異常気象その他の原因により災害に対する警戒体制を強化する必要があると認めるときは、災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

- 2 連絡会議は、防災安全課長が招集する。
- 3 連絡会議は、警戒体制の招集者をもって構成し、災害応急対策並びに警戒本部及び特別警戒本部の設置の必要性などについて協議し、その実施の推進にあたる。
- 4 防災安全課長は、前項の連絡会議での協議の結果、警戒本部又は特別警戒本部を設置する必要があるとされたときは、その旨を市長へ報告し、市長の指示を受ける。

(警戒本部の設置等)

第5条 防災安全課長は、前条第4項の報告により警戒本部の設置の指示を受けたときは、又は連絡会議において警戒本部を設置する必要があるとされたときは、速やかに総務部長へ報告する。

- 2 総務部長は、前項の報告を受けたときは、直ちに警戒本部を設置し、配備基準による特別警戒配備のうち1号配備を指令し、災害応急対策を講じる。
- 3 警戒本部長は、総務部長をもって充てる。ただし、その任にある者が不在の場合には、防災安全課長がその職務を代理する。
- 4 警戒本部の組織構成等は、配備基準による。
- 5 警戒本部長は、災害の危険が解消し、若しくは災害に対する災害応急対策が概ね完了したと認めるとき、又は特別警戒本部が設置されたときは、警戒本部を廃止する。

(警戒本部会議)

第6条 警戒本部会議は、警戒本部長が招集し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 警戒本部設置後の対応に関すること。

- (2) 職員の配備に関すること。
  - (3) 特別警戒本部又は富谷市災害対策本部への移行に関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、警戒本部長が必要と認めた重要な事項
- 2 警戒本部会議は、警戒本部長及び本部員をもって構成する。
  - 3 本部員は、警戒本部会議で協議する必要がある事項があると認めるときは、警戒本部長に警戒本部会議の開催を申し出ることができる。

(特別警戒本部の設置等)

- 第7条 防災安全課長は、第4条第4項の報告により特別警戒本部の設置の指示を受けたとき、又は警戒本部会議において特別警戒本部を設置する必要があるとされたときは、速やかに副市長へ報告する。
- 2 副市長は、前項の報告を受けたときは、直ちに特別警戒本部を設置し、配備基準による特別警戒配備のうち2号配備を指令し、災害応急対策を講じる。
  - 3 特別警戒本部長は、副市長をもって充てる。ただし、その任にある者が不在の場合には、総務部長がその職務を代理する。
  - 4 特別警戒本部の組織構成等は、配備基準による。
  - 5 特別警戒本部長は、災害の危険が解消し、若しくは災害に対する応急対策が概ね完了したと認めるとき、又は富谷市災害対策本部が設置されたときは、特別警戒本部を廃止する。

(特別警戒本部の組織、分掌事務及び事務局等)

- 第8条 特別警戒本部に部を置き、組織、分掌事務及び事務局等については、要綱第7条から第11条までの規定を準用する。

(特別警戒本部会議)

- 第9条 特別警戒本部会議は、特別警戒本部長が招集し、次に掲げる事項について協議する。
- (1) 特別警戒本部設置後の対応に関すること。
  - (2) 職員の配備に関すること。
  - (3) 富谷市災害対策本部への移行に関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、特別警戒本部長が必要と認めた重要な事項
- 2 特別警戒本部会議は、特別警戒本部長及び本部員をもって構成する。
  - 3 本部員は、特別警戒本部会議で協議する必要がある事項があると認めるときは、特別警戒本部長に特別警戒本部会議の開催を申し出ることができる。

(配備職員)

- 第10条 各課長は、警戒体制等における出勤する職員について、非常配備等指定職員計画表（様式第1号）により防災安全課長へ報告する。
- 2 各課長は、緊急時に所属職員へ連絡できる体制を整えるため緊急連絡網を作成する。
  - 3 前項の緊急連絡網は、所属する部の部長及び防災安全課長へ報告する。

(部における応援体制)

- 第11条 部長は、その分掌事務を実施するため職員に不足を生じる場合は、特別警戒本部長に対し、その補充を要請することができる。

## 1. 組織等

---

- 2 特別警戒本部長は、前項の要請があったときは、他の部の分掌事務の執行状況に応じ、応援体制を整え、特定の部に区分の異なる配備体制の指令を発することができる。
- 3 部配備職員は、前項の規定により他の部の応援を行うときは、当該部の部長の指示に従う。

(委任)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、特別警戒配備に関し必要な事項は本部長が、それ以外の警戒配備に関し必要な事項は課長等が別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 3 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 10 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表

●配備基準・配備職員表

区分	体制	体制	配備基準・配備職員		
警戒配備	0号配備	警戒体制 (災害対策連絡 会議)	基準	市域に、大雨、大雪、洪水、暴風等の気象予警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。	
			配備職員	0号配備構成課長、指定職員 ※状況により関係課長	
			配備構成 メンバー	・指令	防災安全課長
				・構成員	農林振興課長、都市整備課長、都市計画課長、上下水道課長、危機管理監 ※状況により関係課長
・事務局	防災安全課				
特別警戒配備	1号配備	警戒本部 (警戒本部会議)	基準	・市域に『震度4』の地震が観測されたとき。 ・市域に大雨、大雪、洪水、暴風等の警報や土砂災害警戒情報等が発表され、広範囲にわたる災害が予想されるとき。又は、被害が発生したとき。	
			配備職員	経済産業部長、建設部長、施設所管課長、指定職員 ※状況により避難所所管課長及び職員	
			本部構成 メンバー	・本部長	総務部長
				・副本部長	防災安全課長
				・本部員	企画部長、市民生活部長、保健福祉部長、経済産業部長、建設部長 教育部長、危機管理監 ※状況により関係課長
				・事務局	防災安全課
特別警戒配備	2号配備	特別警戒本部 (特別警戒本部 会議)	基準	・市域に『震度5弱』の地震が観測されたとき。 ・市域に大雨、大雪、洪水、暴風等の警報や土砂災害警戒情報等が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき。又は、被害の拡大が予想されるとき。	
			配備職員	副市長及び教育長、全部長、施設所管課長、指定職員 ※状況により避難所所管課長及び職員	
			本部構成 メンバー	・本部長	副市長
				・副本部長	総務部長
				・本部員	《市長部局》 企画部長、市民生活部長、保健福祉部長、経済産業部長、 建設部長 《教育委員会》 教育長、教育次長、教育部長
				・事務局	防災安全課（危機管理監を含む）
非常配備	3号配備	災害対策本部 (災害対策本部 会議)	基準	・市域で『震度5強以上』の地震が観測されたとき。 ・特別警報が発表されたとき。 ・市内全域にわたる災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。	
			配備職員	【地震・特別警報発令】全職員 【上記以外の風水害】 2号配備と同様。	
			本部構成 メンバー	・本部長	市長
				・副本部長	副市長
				・本部員	《市長部局》 企画部長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、 経済産業部長、建設部長 《教育委員会》 教育長、教育次長、教育部長
				・事務局	防災安全課（危機管理監を含む）

## 【資料 1-6】防災関係機関一覧

名称	連絡先	電話番号
東北地方整備局 仙台河川国道事務所	防災課	022-248-4131
東北地方整備局 北上川下流河川事務所	防災情報課	0225-95-4885
陸上自衛隊 第22即応機動連隊(多賀城駐屯地)	第3科	022-365-2121
仙台管区气象台	予報課	022-297-8103
宮城県	総務部危機対策課	022-211-2375
宮城県仙台地方振興事務所	総務班	022-275-8948
宮城県仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)	企画総務班	022-363-5502
宮城県仙台土木事務所	総務班	022-297-4116
宮城県仙台教育事務所	総務班	022-275-9260
宮城県中南部下水道事務所	総務班	022-367-4001
宮城県大崎広域水道事務所	総務班	0229-67-6512
宮城県仙南・仙塩広域水道事務所	総務班	0224-25-8890
仙台市ガス局	総務課	022-292-7712
仙台市水道局		022-748-1111
大和警察署	警備課	022-345-0101
黒川地域行政事務組合消防本部	警防課	022-345-4161
黒川地域行政事務組合 富谷消防署		022-358-5474
公立黒川病院		022-345-3101
東日本電信電話株式会社 宮城事業部	災害対策室	022-269-2419
東北電力株式会社 仙台北営業所	総務課	022-374-2206

## 2. 土砂災害指定区域等

## 【資料 2-1】急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜度 30 度以上で高さ 5m 以上の急傾斜地が対象

【告示済】

NO.	箇所	区分	箇所番号	箇所名	大字	小字	告示年月日	告示番号
1	自然	Ⅱ	795	唐竹沢	富谷	唐竹沢	平成 31 年 3 月 29 日	第 325 号
2	自然	Ⅱ	796	新田	富谷	新田	平成 31 年 3 月 29 日	第 325 号
3	人工	Ⅱ	37	平沢	富谷	平沢	平成 31 年 3 月 29 日	第 325 号
4	人工	Ⅱ	38	明坂の 1	富谷	明坂	平成 31 年 3 月 29 日	第 326 号
5	人工	Ⅱ	40	明坂の 3	富谷	明坂	平成 31 年 3 月 29 日	第 325 号
6	人工	Ⅱ	41	明坂の 4	富谷	明坂	平成 31 年 3 月 29 日	第 325 号
7	自然	Ⅰ	377	仏所	富谷	仏所	平成 27 年 9 月 29 日	第 912 号
8	自然	Ⅰ	1376	仏所の 2	富谷	仏所	平成 30 年 3 月 23 日	第 307 号
9	自然	Ⅱ	792	仏所の 3	富谷	仏所	平成 31 年 3 月 29 日	第 325 号
10	自然	Ⅱ	793	仏所の 4	富谷	仏所	平成 27 年 9 月 29 日	第 912 号
11	人工	Ⅰ	478	仏所の 1	富谷	仏所	平成 30 年 3 月 23 日	第 307 号
12	人工	Ⅱ	36	仏所の 4	富谷	仏所	平成 27 年 9 月 29 日	第 912 号
13	自然	Ⅰ	378	宮ノ沢	富谷	宮ノ沢	平成 31 年 3 月 29 日	第 325 号
14	人工	Ⅰ	300	狸屋敷	富谷	狸屋敷	平成 30 年 3 月 23 日	第 307 号
15	自然	Ⅰ	1373	館山	二ノ関	館山	平成 31 年 3 月 29 日	第 325 号
16	自然	Ⅱ	806	丸森一番	穀田	丸森一番	平成 30 年 3 月 23 日	第 307 号
17	自然	Ⅱ	807	角力沢	穀田	角力沢	平成 30 年 3 月 23 日	第 307 号
18	自然	Ⅱ	808	土屋沢	穀田	土屋沢	平成 30 年 3 月 23 日	第 307 号
19	自然	Ⅱ	794	奈良木沢下	富谷	奈良木沢下	平成 31 年 3 月 29 日	第 325 号
20	自然	Ⅰ	379	向大童	大童	新養禅寺	平成 27 年 9 月 29 日	第 912 号
21	自然	Ⅱ	798	新養禅寺	大童	新養禅寺	平成 27 年 9 月 29 日	第 912 号
22	自然	Ⅱ	799	岩木沢	大童	岩木沢	平成 27 年 9 月 29 日	第 912 号
23	自然	Ⅱ	804	瀬戸ヶ沢の 1	今泉	瀬戸ヶ沢	平成 30 年 3 月 23 日	第 307 号
24	自然	Ⅱ	814	袋二番の 1	大亀	袋二番	平成 27 年 9 月 29 日	第 912 号
25	自然	Ⅱ	815	袋二番の 2	大亀	袋二番	平成 27 年 9 月 29 日	第 912 号
26	自然	Ⅱ	821	和合田二番の 1	大亀	和合田二番	平成 27 年 9 月 29 日	第 912 号
27	自然	Ⅱ	838	三合田沢の 2	石積	三合田沢	平成 27 年 9 月 29 日	第 912 号
28	自然	Ⅱ	839	長栄前の 1	石積	長栄前	平成 27 年 9 月 29 日	第 912 号
29	自然	Ⅱ	844	二反目の 1	明石	二反目	平成 30 年 3 月 23 日	第 307 号
30	自然	Ⅱ	845	上犬ヶ沢の 1	明石	上犬ヶ沢	平成 30 年 3 月 23 日	第 307 号

## 2. 土砂災害指定区域等

NO.	箇所	区分	箇所番号	箇所名	大字	小字	告示年月日	告示番号
31	自然	Ⅱ	847	上桜ノ木	明石	上桜ノ木	平成30年3月23日	第307号
32	自然	Ⅱ	848	上向田	明石	上向田	平成30年3月23日	第307号
33	自然	Ⅱ	849	下向田	明石	下向田	平成30年3月23日	第307号
34	自然	Ⅲ	275	西ノ入の1	明石	西ノ入	平成30年3月23日	第307号
35	自然	Ⅲ	276	西ノ入の2	明石	西ノ入	平成30年3月23日	第307号
36	自然	Ⅲ	277	西ノ入の3	明石	西ノ入	平成30年3月23日	第307号
37	自然	Ⅲ	274	東向陽台	東向陽台	1丁目	平成31年3月29日	第325号
38	自然	Ⅰ	1203	向陽台の2	東向陽台	一丁目	平成30年3月23日	第307号
39	人工	Ⅰ	297	向陽台の4	東向陽台	三丁目	平成31年3月29日	第326号
40	自然	Ⅱ	826	郷田一番の2	西成田	郷田一番	平成30年3月23日	第307号
41	自然	Ⅱ	827	郷田一番の3	西成田	郷田一番	平成27年9月29日	第912号
42	自然	Ⅱ	828	郷田一番の4	西成田	郷田一番	平成27年9月29日	第912号
43	自然	Ⅱ	829	郷田二番	西成田	郷田二番	平成30年3月23日	第307号
44	自然	Ⅱ	830	郷田三番	西成田	郷田三番	平成27年9月29日	第912号
45	自然	Ⅱ	832	長柴一番	西成田	長柴一番	平成27年9月29日	第912号
46	人工	Ⅰ	481	長柴一番	西成田	長柴一番	平成27年9月29日	第912号
47	自然	Ⅰ	1383	富ヶ丘一丁目	富ヶ丘	一丁目	平成29年3月28日	第306号
48	人工	Ⅰ	268	泉ヶ丘の1	富ヶ丘	一丁目	平成31年3月29日	第325号
49	自然	Ⅱ	843	富ヶ丘三丁目	富ヶ丘	三丁目	平成27年9月29日	第912号
50	自然	Ⅰ	1382	鷹乃杜四丁目	鷹乃杜	四丁目	平成27年9月29日	第912号
51	人工	Ⅰ	304	鷹乃杜の1	鷹乃杜	四丁目	平成31年3月29日	第325号
52	人工	Ⅰ	305	鷹乃杜の2	鷹乃杜	三丁目	平成31年3月29日	第325号
53	人工	Ⅱ	43	鷹乃杜三丁目の1	鷹乃杜	三丁目	平成31年3月29日	第325号
54	人工	Ⅱ	44	鷹乃杜三丁目の2	鷹乃杜	三丁目	平成31年3月29日	第325号
55	自然	Ⅰ	1374	ひより台の1	ひより台	一丁目	平成31年3月29日	第325号
56	自然	Ⅰ	1375	ひより台の2	ひより台	一丁目	平成31年3月29日	第325号
57	自然	Ⅰ	1377	栃木沢の1	富谷	栃木沢	平成30年3月23日	第307号
58	自然	Ⅰ	1378	栃木沢の2	富谷	栃木沢	平成30年3月23日	第307号
59	人工	Ⅰ	301	栃木沢の1	富谷	栃木沢	平成30年3月23日	第307号
60	人工	Ⅰ	303	栃木沢の2	富谷	栃木沢	平成30年3月23日	第307号
61	自然	Ⅰ	1379	栃木沢の3	富谷	栃木沢	平成30年3月23日	第307号
62	自然	Ⅰ	1380	あけの平の1	あけの平	三丁目	平成31年3月29日	第325号
63	自然	Ⅰ	1381	あけの平の2	あけの平	三丁目	平成31年3月29日	第325号



## 【未告示分】

NO.	箇所	区分	箇所番号	箇所名	大字	小字	告示年月日	告示番号
1	人工	I	299	太子堂	三ノ関	太子堂		
2	自然	III	269	土屋沢	穀田	土屋沢		
3	人工	II	42	瀬ノ木	穀田	瀬ノ木		
4	自然	III	270	根崎沢	富谷	根崎沢		
5	自然	II	800	坂ノ下の1	今泉	坂ノ下		
6	自然	II	801	坂ノ下の2	今泉	坂ノ下		
7	自然	II	802	鍛冶ヶ沢	今泉	鍛冶ヶ沢		
8	自然	II	803	松木沢	今泉	松木沢		
9	自然	II	811	間渡一番の1	大亀	間渡一番		
10	自然	II	812	間渡一番の2	大亀	間渡一番		
11	自然	II	813	間渡一番の3	大亀	間渡一番		
12	自然	II	816	袋三番	大亀	袋三番		
13	自然	II	817	佐野二番	大亀	佐野二番		
14	自然	II	818	間渡三番	大亀	間渡三番		
15	自然	II	819	漆穂三番の1	大亀	漆穂三番		
16	自然	II	820	漆穂三番の2	大亀	漆穂三番		
17	自然	II	822	和合田二番の2	大亀	和合田二番		
18	自然	II	823	和合田二番の3	大亀	和合田二番		
19	自然	II	824	和合田一番	大亀	和合田一番		
20	自然	II	833	細田の1	石積	細田		
21	自然	II	834	細田の2	石積	細田		
22	自然	II	837	三合田沢の1	石積	三合田沢		
23	自然	II	836	三合田前の2	石積	三合田前		
24	自然	II	841	荒屋敷前	石積	荒屋敷前		
25	自然	II	842	堂ヶ沢	石積	堂ヶ沢		
26	自然	III	271	石積	石積	勝負沢		
27	自然	III	272	荒屋敷前	石積	荒屋敷前		
28	自然	III	273	堀田	石積	堀田		
29	自然	II	825	郷田一番の1	西成田	郷田一番		
30	自然	II	831	中沢	西成田	中沢		
31	自然	II	791	ひより台一丁目	ひより台	一丁目		
64	人工	I	482	日吉台一丁目	日吉台	一丁目		

※1 急傾斜地崩壊危険箇所調査調書による（宮城県仙台土木事務所、令和元年11月時点）

※2 自然：自然斜面、人口：人口斜面

※3 I：被害想定区域内に人家が5戸以上（公共施設等がある場合含む）、II：被害想定区域内に人家が1～4戸以上、III：人家なし

## 【資料 2-2】土石流危険溪流

土石流発生の恐れがあり、人家や公共施設に被害の恐れのある溪流。

## 【告示済】

水系名	河川名	区分	溪流番号	溪流名	所在地		告示年月日	告示番号
					市	字		
1級 鳴瀬川	明石川	I	2-33-003	郷田沢1	富谷市	西成田郷田一番	平成27年9月29日	第913号
1級 鳴瀬川	明石川	II	2-33-002-1	郷田沢2	富谷市	西成田郷田二番	平成27年9月29日	第912号
1級 鳴瀬川	明石川	II	2-33-002-2	郷田沢2	富谷市	西成田郷田二番	平成27年9月29日	第912号
1級 鳴瀬川	西川	II	2-33-004	栃木沢	富谷市	富谷栃木沢	平成31年3月29日	第325号
1級 鳴瀬川	明石川	II	2-33-007	長栄前沢	富谷市	石積長栄前	平成27年9月29日	第912号
1級 鳴瀬川	明石川	II	2-33-010	大道沢	富谷市	石積大道沢	平成30年3月23日	第307号
1級 鳴瀬川	明石川	II	2-33-011	下向田沢	富谷市	明石下向田	平成30年3月23日	第308号

## 【未告示分】

水系名	河川名	区分	溪流番号	溪流名	所在地		告示年月日	告示番号
					市	字		
1級 鳴瀬川	西川	II	2-33-006	漆穂三番沢	富谷市	大亀漆穂三番		
1級 鳴瀬川	明石川	II	2-33-008	三合田前沢	富谷市	石積三合田前		
1級 鳴瀬川	明石川	II	2-33-009	中町沢	富谷市	石積中町		
1級 鳴瀬川	明石川	III	2-33-001	二反目沢	富谷市	明石二反目		
1級 鳴瀬川	宮床川	III	2-33-005	清水沢	富谷市	一ノ関清水沢		

※1 土石流危険溪流調査調書による（宮城県仙台土木事務所、令和元年11月時点）

※2 I：被害想定区域内に人家が5戸以上（公共施設等がある場合含む）、II：被害想定区域内に人家が1～4戸以上、III：人家なし

**【資料 2-3】 土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設**

NO.	施設の名称	施設所在地	避難確保計画 ○：必要 ×：不要
1	富谷市立富ヶ丘小学校	富ヶ丘一丁目17番37号	○
2	富谷市立富谷第二中学校	富谷市あけの平三丁目86番地	○

**※【水防法】 浸水想定区域内における要配慮者利用施設**

NO.	施設の名称	施設所在地	避難確保計画 ○：必要 ×：不要
	該当施設なし		

## 3. 防火対象物・危険物

### 【資料 3-1】防火対象物一覧

#### ■特定防火対象物(自動火災報知設備義務設置)

項別	名 称	所在地	階数 地上	階数 地下	延べ面積
1項イ	富谷スポーツセンター	富谷市一ノ関驕合山6番地8	2	0	4,168.60
1項イ	富谷武道館	富谷市一ノ関驕合山6番地8	3	0	3,759.57
1項ロ	富谷市総合運動公園スポーツ交流館	富谷市一ノ関川又山2番18号	1	0	334.55
1項ロ	富ヶ丘公民館・富ヶ丘出張所	富谷市富ヶ丘三丁目1番28号	2	0	1,975.36
1項ロ	富谷斎場清月記	富谷市鷹乃杜二丁目1番10号	1	0	586.56
1項ロ	西成田コミュニティセンター	富谷市西成田郷田一番94番地	1	0	734.72
1項ロ	東向陽台公民館	富谷市明石台一丁目1番地	2	0	1,731.37
1項ロ	あけの平公民館	富谷市あけの平二丁目22番地14	2	0	1,732.97
1項ロ	鷹乃杜防災センター	富谷市鷹乃杜二丁目21番1号	2	0	439.59
1項ロ	日吉台公民館	富谷市日吉台二丁目22番地15	2	0	1,663.82
1項ロ	ハートウェル・ハウス	富谷市上桜木二丁目3番地7	1	0	622.16
1項ロ	成田公民館	富谷市成田一丁目1番地1	2	0	2,453.79
1項ロ	葬祭会館 花そう	富谷市富谷一枚沖71番地	2	0	1,113.29
1項ロ	けやき坂彩桜邸シーズンテラス	富谷市上桜木二丁目3番地2	2	0	2,480.47
2項ロ	パチンコタイガー富谷店	富谷市鷹乃杜四丁目2番12号	7	0	13,134.02
2項ロ	ダイナム宮城富谷店	富谷市成田一丁目8番地2	2	0	1,370.49
3項ロ	株式会社南部屋敷富谷店	富谷市三ノ関太子堂上15番20号	1	0	358.87
3項ロ	ココス仙台富谷市店	富谷市上桜木一丁目1番地1	1	0	329.34
3項ロ	グランファームビュッフェモリモリ 富谷店	富谷市上桜木二丁目3番地17	1	0	434.75
3項ロ	マクドナルド明石台店	富谷市明石台六丁目1番地36	1	0	351.99
3項ロ	明石台複合商業施設 飲食棟	富谷市明石台六丁目1番地36	1	0	449.43
3項ロ	はま寿司 仙台富谷店	富谷市上桜木二丁目3番地9	1	0	397.98
3項ロ	ニャンズカンパニー	富谷市ひより台一丁目43番地19	1	0	284.85
3項ロ	河北ランド富谷パブリックコース	富谷市三ノ関狼沢73番地1	2	0	605.03
4項	ファミリーナ富谷店	富谷市上桜木二丁目3番地10	1	0	1,660.54
4項	ウインマート	富谷市東向陽台二丁目12番6号	2	1	979.19
4項	仙台リサイクルセンター	富谷市ひより台二丁目35番地10	1	0	422.5
4項	株式会社 富谷金物	富谷市ひより台一丁目43番地3	2	0	489.12
4項	東京靴流通センター富谷店	富谷市ひより台一丁目43番地6	1	0	340.75
4項	ワークマン仙台富谷店	富谷市鷹乃杜二丁目1番3号	1	0	338.33
4項	有限会社 木村鶏卵	富谷市富谷清水仲117番地2	2	0	557.53
4項	みやぎ生活協同組合 明石台店	富谷市明石台六丁目1番地39	1	0	4,267.94
4項	酒のやまや 明石台店	富谷市明石台六丁目1番地37	1	0	635.78

## 3. 防火対象物・危険物

項別	名 称	所在地	階数 地上	階数 地下	延べ面積
4項	ザ・ダイソーみやぎ生協明石台SC店	富谷市明石台六丁目1番地37	1	0	775.41
4項	株式会社 カインズ カインズ仙台富谷店	富谷市上桜木一丁目1番地6	2	0	20,709.33
4項	ゲオ富谷店	富谷市大清水一丁目33番地1	1	0	508.58
4項	イオンリテール株式会社イオンモール富谷	富谷市大清水一丁目33番地1	3	0	57,201.99
4項	イエローハット富谷店	富谷市大清水一丁目33番地1	2	0	1,395.12
4項	オートヒルズ協同組合	富谷市大清水二丁目1番地1	2	0	337.86
4項	元気くん市場 仙台店	富谷市成田三丁目15番地10	1	0	362.35
4項	ナpps仙台泉インター店	富谷市上桜木二丁目3番地15	1	0	1,155.19
4項	グリーンステーション富谷店	富谷市成田一丁目6番地9	2	0	701.28
4項	株式会社 ヤマザワ富谷成田店	富谷市成田一丁目6番地8	1	0	4,985.45
4項	セカンドストリート富谷店	富谷市大清水二丁目13番地2	1	0	1,156.10
4項	ビッグ・ベリー(TN棟)	富谷市大清水二丁目13番地1	1	0	3,690.74
4項	株式会社 ベルジョイスBig House 富谷店	富谷市大清水二丁目13番地1	1	0	2,604.35
4項	なかお成田店	富谷市成田八丁目2番地9	2	0	896.19
4項	明石台複合商業施設 M棟	富谷市明石台六丁目1番地38	1	0	1,871.66
4項	B 家具アウトレット ABC マツモト仙台富谷店	富谷市ひより台二丁目41番地1	1	0	3,328.17
4項	タイヤショップ・アド	富谷市鷹乃杜四丁目3番21号	2	0	497.5
4項	(株)ヨークベニマル明石台店	富谷市明石台六丁目1番地21	1	0	2,989.46
4項	カワチ薬品富谷店	富谷市成田八丁目2番地3	1	0	2,381.21
4項	MEGAドン・キホーテ富谷店	富谷市富ヶ丘一丁目27番1号	1	0	4,055.70
4項	コストコホールセール富谷倉庫店	富谷市高屋敷26番地	1	0	14,377.27
4項	株式会社 ヤマダ電機テックランド仙台富谷店	富谷市上桜木二丁目5番地2	3	0	7,703.85
4項	薬王堂富谷成田店	富谷市成田三丁目16番地2	1	0	1,003.62
4項	ツルハドラッグ富谷ひより台店	富谷市ひより台二丁目36番地6	1	0	1,038.10
4項	薬王堂富谷西沢店	富谷市富谷西沢84番地1	1	0	1,130.81
4項	株式会社 マルニ デイリーポート新鮮館富谷店	富谷市上桜木二丁目3番地3	1	0	2,958.31
5項イ	リゾートイン	富谷市太子堂二丁目2番5号	3	0	1,459.22
6項イ	富谷医院	富谷市ひより台一丁目45番地1	4	0	1,109.74
6項イ	佐藤病院	富谷市三ノ関坂ノ下116番地1	2	0	3,005.76
6項イ	医療法人社団 明石台整形外科	富谷市明石台二丁目22番地5	2	0	350.19
6項イ	いとうクリニック	富谷市成田四丁目1番地11	2	0	350.03
6項イ	医療法人社団 上桜木しんがし脳神経外科	富谷市上桜木二丁目3番地14	2	0	320.88
6項イ	医療法人 明徳会 青葉第二歯科	富谷市上桜木一丁目46番地3	2	0	557.63
6項イ	医療法人社団 新富谷S・Sレディースクリニック	富谷市成田九丁目1番地20	1	0	1,146.67
6項イ	医療法人盟陽会 富谷中央病院	富谷市上桜木二丁目1番地6	6	0	9,169.87
6項イ	医療法人社団 恵尚会コミュニティクリニック上桜木	富谷市上桜木二丁目3番地4	2	0	1,488.97
6項イ	仙台リハビリテーション病院	富谷市成田一丁目3番地1	4	0	5,265.67
6項イ	タウンクリニック えん	富谷市明石台七丁目1番地5	2	0	405.25

### 3. 防火対象物・危険物

項別	名 称	所在地	階数 地上	階数 地下	延べ面積
6項イ	富ヶ丘内科・アレルギー科	富谷市富ヶ丘二丁目11番44号	2	0	417.35
6項ロ	介護老人保健施設 富谷の郷	富谷市三ノ関坂ノ下116番3	4	0	5,243.46
6項ロ	宮城労災特別介護施設	富谷市明石台四丁目8番地1	3	0	12,211.93
6項ロ	グループホームそよかぜ	富谷市富谷桜田1番地11	1	0	321.89
6項ロ	医療法人社団中谷クリニック介護老人保健施設リーブズ	富谷市成田二丁目1番地3	2	0	4,549.29
6項ロ	NPO法人幸創 僕の家 私の家	富谷市太子堂一丁目14番2号	2	0	222.53
6項ロ	ケアホーム いちいの杜	富谷市富ヶ丘二丁目10番15号	1	0	438.24
6項ロ	ケアハウス いちいの風	富谷市富ヶ丘二丁目10番15号	1	0	846.18
6項ロ	特別影向老人ホーム 成田の里	富谷市成田一丁目5番地5	2	0	2,161.00
6項ロ	ホームつむぎ	富谷市富ヶ丘四丁目6番2号	2	0	115.44
6項ロ	特別養護老人ホーム せせらぎの里	富谷市成田一丁目5番地7	2	0	4,190.82
6項ロ	富谷複合型サービス事業所あおい	富谷市富谷一枚沖10番地	1	0	432.26
6項ロ	有料老人ホーム オアシス富ヶ丘	富谷市富ヶ丘二丁目17番24号	1	0	264.99
6項ロ	特別養護老人ホーム アルシュ富谷	富谷市明石台七丁目1番地8	3	0	3314.7
6項ロ	住宅型有料老人ホームオアシス富谷西沢	富谷市富谷西沢72番地	2	0	402.59
6項ロ	ショートステイひかりの里	富谷市成田八丁目4番地10	1	0	438.68
6項ハ	富谷市東向陽台保育所	富谷市東向陽台三丁目17番3号	1	0	424.98
6項ハ	富谷市富ヶ丘保育所	富谷市富ヶ丘三丁目1番38号	2	0	569.77
6項ハ	富谷市富谷保育所	富谷市富谷狸屋敷30番地	1	0	600.62
6項ハ	富谷市成田保育所	富谷市成田三丁目15番地7	1	0	1,035.25
6項ハ	富谷市地域支援活動センター	富谷市富谷桜田1番地7	1	0	397.86
6項ハ	虹の風	富谷市富谷桜田1番12号	1	0	473.78
6項ハ	ケアハウス みどりの風	富谷市富谷桜田1番地11	2	0	1,037.55
6項ハ	ソフトバンク キンダーバウム	富谷市成田一丁目5番地1	1	0	446.27
6項ハ	デイサービスセンターあつたかみご東向陽台	富谷市東向陽台一丁目3番6号	1	0	312.81
6項ハ	上桜木果樹園の森こども園	富谷市上桜木二丁目1番地9	1	0	1,331.72
6項ハ	上桜木果樹園の森こども園B棟	富谷市上桜木二丁目1番地9	1	0	664.13
6項ハ	デイサービス けあふる	富谷市ひより台二丁目24番地9	2	0	353.58
6項ハ	明石台若樹の森こども園	富谷市明石台四丁目3番地3	1	0	1,510.21
6項ハ	地域支援センターえいらく ホームフラット	富谷市富谷新町112番地	2	0	154.44
6項ハ	ラビットホーム	富谷市富ヶ丘三丁目6番12号	2	0	89.63
6項ハ	社会福祉法人富谷福祉会明石台わか葉保育園	富谷市明石台七丁目2番地2	1	0	953.07
6項ハ	こども発達センターあかしの森	富谷市明石台七丁目2番地1	2	0	578.83
6項ハ	さくらホーム	富谷市日吉台一丁目11番地14	2	0	171.02
6項ハ	富ヶ丘小学校児童クラブ	富谷市富ヶ丘一丁目17番37号	1	0	318.81
6項ハ	あけの平小学校児童クラブ	富谷市あけの平二丁目18番地1	1	0	377.93
6項ハ	日吉台小学校児童クラブ	富谷市日吉台一丁目13番1号	1	0	379.58
6項ハ	ぽてとホーム	富谷市富ヶ丘二丁目2番5号	2	0	79.48

## 3. 防火対象物・危険物

項別	名 称	所在地	階数 地上	階数 地下	延べ面積
6項ハ	とみや杜の橋こども園	富谷市杜乃橋二丁目11番地6	1	0	1,183.28
6項ニ	学校法人杜栄学園 鷹乃杜幼稚園A棟	富谷市鷹乃杜一丁目23番16号	2	0	680.00
6項ニ	学校法人杜栄学園 鷹乃杜幼稚園B棟	富谷市鷹乃杜一丁目23番16号	1	0	374.28
6項ニ	富谷市立富谷幼稚園	富谷市富谷狸屋敷13番地	1	0	708.97
6項ニ	富谷市立東向陽台幼稚園	富谷市明石台一丁目2番地	1	0	394.94
6項ニ	学校法人杜栄学園 ひより台幼稚園A棟	富谷市ひより台二丁目42番地1号	1	0	682.77
6項ニ	学校法人杜栄学園 ひより台幼稚園遊戯棟	富谷市ひより台二丁目42番地1号	3	0	605.35
6項ニ	学校法人おおとり学園 成田中央幼稚園	富谷市成田三丁目15番地9	2	0	834.78
9項イ	極楽湯富谷店	富谷市成田一丁目4番地1	2	0	1,827.67
9項イ	ゆっぼ とみや 大清水	富谷市大清水一丁目32番地3	1	1	1,393.23
16項イ	株式会社 MonaMona 富谷成田店	富谷市成田一丁目6番地1	1	0	445.82
16項イ	MOTOTEC-R4	富谷市富ヶ丘一丁目1番33号	2	0	385.51
16項イ	熊谷貸店舗	富谷市富谷大清水下44番地2	1	0	310.13
16項イ	富谷市まちづくり産業交流プラザ	富谷市富谷新町95番地	3	0	1,521.34
16項イ	トヨタカーローラ宮城榎富谷店	富谷市富谷大清水下45番地4	2	0	615.34
16項イ	サイバーパーク富谷	富谷市富ヶ丘二丁目20番2号	3	0	1,018.75
16項イ	吉田屋商店	富谷市富谷西沢16番地	2	0	302.13
16項イ	みやぎ生協明石台複合店舗C棟	富谷市明石台六丁目1番地20	1	0	527.55
16項イ	富谷市立富ヶ丘小学校	富谷市富ヶ丘一丁目17番37号	3	0	5,997.16
16項イ	あさひな農業協同組合富谷支店	富谷市富谷西沢13番地	3	0	882.56
16項イ	富谷市富谷中央公民館 福祉健康センター	富谷市富谷西沢13番地	2	0	3,172.44
16項イ	新富谷ガーデンシティプラザ	富谷市成田四丁目18番地5	1	0	389.28
16項イ	有限会社 白いオルゴール	富谷市日吉台二丁目34番地8	2	0	395.67
16項イ	株式会社 東急レクリエーション109シネマズ富谷	富谷市大清水一丁目33番地1	3	0	9,060.17
16項イ	居酒屋 竹鳥物語	富谷市三ノ関太子堂下163番地45	2	0	307.72
16項イ	合同会社西友富谷店	富谷市ひより台二丁目37番地	2	0	12,906.94
16項イ	N-1ハウス	富谷市成田一丁目6番地1	2	0	608.04
16項イ	アスール・コート	富谷市成田四丁目19番地3	2	0	372.00
16項イ	株式会社 東北マツダ富谷店	富谷市上桜木一丁目1番地9	2	0	850.60
16項イ	タイヤ館 富谷	富谷市大清水一丁目32番地5	2	0	800.42
16項イ	株式会社 ドリームライトひかりの里	富谷市成田八丁目4番地10	1	0	892.29
16項イ	特別養護老人ホーム 杜の風	富谷市富谷桜田1番地11	1.00	0.00	3,132.58
16項イ	ファウンテンヒルズ仙台	富谷市上桜木二丁目5番地3	2	0	2,154.39
16項イ	オートボックス富谷店	富谷市上桜木二丁目3番地8	1	0	1,023.00
16項イ	長澤整形外科クリニック	富谷市富ヶ丘二丁目 11 番 12 号	2	0	790.85
16項イ	株式会社 フジ・コーポレーション	富谷市成田一丁目7番地12	1	0	2,056.88
16項イ	ファミリーマート富谷成田四丁目店	富谷市成田四丁目1番地1	1	0	306.05
16項イ	あいホーム 社屋	富谷市大清水一丁目31番地6	2	0	1,141.48

### 3. 防火対象物・危険物

項別	名 称	所在地	階数 地上	階数 地下	延べ面積
16項イ	S-COURT大清水 WEST 棟	富谷市大清水二丁目22番地1	1	0	623.00
16項イ	S-COURT大清水 EAST 棟	富谷市大清水二丁目22番地1	1	0	618.80
16項イ	宮城ホンダ販売株式会社富谷店	富谷市大清水一丁目31番地1	1	0	963.84
16項イ	カインズオート仙台富谷店	富谷上桜木一丁目1番地3	1	0	599.00
16項イ	コンフィアンサ エスコートタウン富谷	富谷市富ヶ丘一丁目27番20号	6	0	2074.41
16項イ	とみや子育て支援センター	富谷市明石台七丁目2番地1	1	0	836.19
16項イ	富谷市立成田東小学校	富谷市成田六丁目36番地1	3	0	6414.65
16項イ	東北自治総合研修センター	富谷市成田二丁目22番地1	5	0	14543.18

※延べ面積は小数第3位以下を四捨五入している。

#### ■非特定防火対象物(自動火災報知設備義務設置)

項別	名 称	所在地	階数 地上	階数 地下	延べ面積
5項ロ	向陽台サニーハイツ管理組合法人	富谷市東向陽台三丁目7番5号	9	0	14,305.50
5項ロ	株式会社 佐藤渡辺宮城営業所	富谷市富谷西沢115番地11	1	1	339.15
5項ロ	朝日エティック株式会社アサヒライフ富谷	富谷市ひより台二丁目2番地8	3	0	937.44
5項ロ	ハイツPoff	富谷市ひより台一丁目25番地14	2	0	596.24
5項ロ	レジデンス内海	富谷市富谷清水仲112番地2	3	0	925.45
5項ロ	カーサ・トーア	富谷市富谷清水仲120番地6	2	0	805.00
5項ロ	ガーデンシティコートA街区北	富谷市成田四丁目17番地6	3	0	1,200.58
5項ロ	ガーデンシティコートA街区南	富谷市成田四丁目17番地6	3	0	1,539.63
5項ロ	ガーデンシティコートB街区北	富谷市成田四丁目17番地4	3	0	1,765.36
5項ロ	ガーデンシティコートB街区南	富谷市成田四丁目17番地4	3	0	2,305.58
5項ロ	コンフォートシティ成田	富谷市成田四丁目19番地1	3	0	738.90
5項ロ	メリディアン上桜木	富谷市上桜木一丁目37番地3	3	0	574.40
5項ロ	アトリオン成田	富谷市成田四丁目17番地3	5	0	1,254.85
5項ロ	Cle'du Bonheur	富谷市成田四丁目18番地3	5	0	1,953.99
5項ロ	グラン・ドミール成田	富谷市成田四丁目28番地4	5	0	2,747.36
5項ロ	ユアテック富谷寮	富谷市成田四丁目18番地4	3	0	573.28
5項ロ	大林道路株式会社富谷寄宿舎	富谷市太子堂一丁目4番1号	3	0	858.83
5項ロ	シャーマンフェリーチェIIA	富谷市成田四丁目1番地4	3	0	667.63
5項ロ	シャーマンフェリーチェIIB	富谷市成田四丁目1番地4	3	0	667.63
5項ロ	レオネクスト一枚沖	富谷市富谷一枚沖57番地1	2	0	685.11
5項ロ	VILLA 新町	富谷市富谷新町26番地	3	0	804.98
7項	富谷市立富谷小学校(校舎)	富谷市富谷狸屋敷85番地	3	1	4,759.17
7項	富谷市立富谷小学校(屋内運動場)	富谷市富谷狸屋敷85番地	1	0	1,259.10
7項	富谷市立東向陽台小学校(校舎)	富谷市明石台一丁目37番地13	3	0	4,928.63
7項	富谷市立東向陽台小学校仮設校舎賃貸借	富谷市明石台一丁目37番地13	2	0	652.6



## 3. 防火対象物・危険物

項別	名 称	所在地	階数 地上	階数 地下	延べ面積
7項	富谷市立東向陽台小学校(屋内運動場)	富谷市明石台一丁目37番地13	2	0	1,232.89
7項	富谷市立あけの平小学校(校舎)	富谷市あけの平二丁目18番地1	3	0	5,106.54
7項	富谷市立あけの平小学校(屋内運動場)	富谷市あけの平二丁目18番地1	2	0	1,226.22
7項	富谷市立日吉台小学校(校舎・屋内運動場)	富谷市日吉台一丁目13番地1	3	0	5,401.53
7項	富谷市立成田小学校(校舎・屋内運動場)	富谷市成田三丁目1番地1	3	0	5,295.91
7項	富谷市立富ヶ丘小学校体育館	富谷市富ヶ丘一丁目17番37号	2	0	1,212.73
7項	富谷市立富谷中学校(校舎)	富谷市穀田土間ノ沢一番9番地	3	0	4,583.56
7項	富谷市立富谷中学校(屋内運動場)	富谷市穀田土間ノ沢一番9番地	1	0	1,674.61
7項	富谷市立東向陽台中学校(校舎)	富谷市明石台一丁目14番地	4	0	5,493.47
7項	富谷市立東向陽台中学校(屋内運動場)	富谷市明石台一丁目14番地	2	0	1,453.63
7項	富谷市立富谷第二中学校(校舎)	富谷市あけの平三丁目86番地	4	0	5,896.81
7項	富谷市立富谷第二中学校(屋内運動場)	富谷市あけの平三丁目86番地	2	0	1,417.42
7項	富谷市立日吉台中学校(校舎)	富谷市日吉台三丁目19番地2	4	0	4,252.94
7項	富谷市立日吉台中学校(屋内運動場)	富谷市日吉台三丁目19番地2	2	1	1,294.98
7項	富谷市立成田中学校(校舎)	富谷市成田三丁目34番地1	4	0	6,654.73
7項	富谷市立成田中学校(特別教室)	富谷市成田三丁目34番地1	2	0	515.14
7項	富谷市立成田中学校(屋内運動場)	富谷市成田三丁目34番地1	1	0	1,264.52
7項	富谷市立成田中学校(プール棟)	富谷市成田三丁目34番地1	2	0	870.00
7項	宮城県富谷高等学校(校舎)	富谷市成田二丁目1番地1	3	0	11,132.73
7項	宮城県富谷高等学校(屋内運動場)	富谷市成田二丁目1番地1	3	0	2,902.89
7項	富谷市立明石台小学校	富谷市明石台五丁目15番地1	4	0	7,564.57
7項	ユアテック人財育成センター配線実習棟(C棟)	富谷市成田九丁目3番地5	2	0	1,252.04
7項	ユアテック人財育成センター安全啓発センター	富谷市成田九丁目3番地5	2	0	587.97
12項イ	株式会社 エルピダあおば	富谷市ひより台二丁目2番地2	2	0	935.00
12項イ	富谷もやし店 第3	富谷市富谷原前南112番地	2	0	291.60
12項イ	パイオテック(株)富谷工場	富谷市ひより台二丁目2番3号	2	0	2,547.62
12項イ	菊田陶業 富谷工場	富谷市三ノ関坂ノ下124番地	2	0	1,293.96
12項イ	日成化工 株式会社	富谷市西成田上八百刈56番地1	1	0	699.20
12項イ	東洋刃物株式会社 富谷工場(A工場)	富谷市富谷日渡3番地11	1	0	1740.15
12項イ	東洋刃物株式会社 富谷工場(B. C工場)	富谷市富谷日渡3番地11	2	0	2652.68
12項イ	東洋刃物株式会社 富谷工場(焼き入れ工場)	富谷市富谷日渡3番地11	1	0	687.41
12項イ	東洋刃物株式会社 富谷工場(スリッター工場)	富谷市富谷日渡3番地11	1	0	2346.80
12項イ	東洋刃物株式会社 富谷工場(H工場)	富谷市富谷日渡3番地11	1	0	2324.11
12項イ	東洋刃物株式会社 富谷工場棟(A棟)	富谷市富谷日渡3番地1	2	0	628.03
12項イ	東洋刃物株式会社 富谷工場棟(B棟)	富谷市富谷日渡3番地1	2	0	638.11
12項イ	東洋刃物株式会社 富谷工場棟(C棟)	富谷市富谷日渡3番地1	2	0	622.08
12項イ	株式会社 プラモール精工	富谷市鷹乃杜四丁目3番5号	2	0	1,912.21
12項イ	山田車体工業 第3工場	富谷市ひより台二丁目1番地9	1	0	814.46

### 3. 防火対象物・危険物

項別	名 称	所在地	階数 地上	階数 地下	延べ面積
12項イ	山田車体工業 塗装工場(1)	富谷市ひより台二丁目1番地9	1	0	913.15
12項イ	山田車体工業 塗装工場(2)	富谷市ひより台二丁目1番地9	1	0	780.00
12項イ	山田車体工業 第2工場	富谷市三ノ関坂ノ下68番地3	1	0	600.00
12項イ	山田車体工業 旧第1工場	富谷市三ノ関坂ノ下68番地3	1	0	1094.36
12項イ	山田車体工業 第1工場(新)	富谷市三ノ関坂ノ下68番地3	1	0	1258.50
12項イ	株式会社 エティックテクノ東京 仙台工場	富谷市ひより台二丁目2番地4	2	0	4,059.95
12項イ	アルバックテクノ 株式会社	富谷市ひより台二丁目3番地5	2	0	591.94
12項イ	八十島プロシード 株式会社 仙台工場・仙台支店	富谷市上桜木二丁目1番地4	2	0	1,682.19
12項イ	八十島プロシード 株式会社 仙台工場・第2工場	富谷市上桜木二丁目1番地4	4	0	2,263.28
12項イ	みやぎ生活協同組合共同商品部家電センター	富谷市ひより台二丁目1番地8	1	0	933.32
12項イ	株式会社 グリーンデリカ	富谷市成田九丁目3番地4	2	0	4,423.90
12項イ	南東北福山通運 株式会社 仙台泉営業所	富谷市成田九丁目1番地12	2	0	2,365.37
12項イ	株式会社 デザートランド仙台工場	富谷市成田九丁目1番地8	1	0	2,695.64
12項イ	株式会社 アルコム	富谷市成田九丁目16番地2	1	0	593.42
12項イ	株式会社 ソーリンク	富谷市ひより台二丁目2番地9	2	0	996.74
12項イ	アクアクララみやぎ生協工場	富谷市成田九丁目8番地8	1	0	1,345.25
12項イ	アラマークユニフォームサービスジャパン 株式会社 東北事業所	富谷市上桜木二丁目3番地18	2	0	1,761.44
12項イ	IHMリートソリューション仙台パックセンター	富谷市上桜木二丁目2番地3	2	0	3,828.79
12項イ	株式会社 水処理サービス	富谷市ひより台一丁目43番地8	2	0	632.50
12項イ	株式会社 秋茜 工場棟	富谷市上桜木二丁目2番地2	1	0	661.20
12項イ	株式会社 秋茜 (事務所工場棟)	富谷市上桜木二丁目2番地2	2	0	690.98
12項イ	株式会社 キスケフーズ	富谷市大清水一丁目32番地12	2	0	1,089.52
12項イ	株式会社 ザイエンス 三井ピッキング倉庫	富谷市高屋敷1番地	1	0	500.35
12項イ	株式会社 ザイエンス インサイジング上屋	富谷市高屋敷1番地	1	0	720.45
12項イ	株式会社 ザイエンス 注薬棟	富谷市高屋敷1番地	1	0	1,368.00
12項イ	日本ファインセラミックス株式会社富谷事業所第一工場	富谷市高屋敷2番地	2	0	1,590.90
12項イ	富谷市学校給食センター	富谷市富谷坂松田20番地1	2	0	4,219.15
14項	三菱食品(株)仙台菓子 DC	富谷市成田九丁目8番地6	2	0	6,657.58
14項	加藤産業 株式会社 仙台富谷センター	富谷市成田九丁目1番地2	2	0	20466.98
14項	(株)イエローハット東北物流センター	富谷市成田九丁目2番地3	3	0	14565.94
14項	石田鉄工 株式会社 東北営業所	富谷市ひより台二丁目34番地1	1	0	658.12
14項	中尾金属 株式会社 東北支店	富谷市ひより台二丁目2番地5	2	0	885.19
14項	コカ・コーラボトラーズジャパン 株式会社 グループ	富谷市太子堂一丁目163番16号	1	0	1,025.00
14項	池田興業 株式会社 仙台支店	富谷市ひより台二丁目3番地8	1	0	811.00
14項	ダイワボウ情報システム 株式会社 仙台センター	富谷市成田九丁目2番地4	2	0	4,547.69
14項	フジ・コーポレーション 本社倉庫	富谷市成田一丁目7番地12	2	0	8,401.14
14項	株式会社 ランテック 仙台支店	富谷市成田九丁目7番地2	2	0	2,046.62
14項	株式会社 東京テント	富谷市ひより台二丁目1番地5	2	1	692.21

## 3. 防火対象物・危険物

項別	名 称	所在地	階数 地上	階数 地下	延べ面積
14項	タカラ米穀 株式会社	富谷市成田九丁目3番地2	2	0	1,782.75
14項	株式会社 エフ・イー・エス	富谷市成田九丁目8番地4	2	0	3,849.75
14項	日通・バナソニックロジスティクス 株式会社 仙台センター	富谷市成田九丁目7番地3	4	0	23,676.57
14項	株式会社 イエローハット東北物流センター	富谷市成田九丁目2番地3	3	0	14,565.94
14項	株式会社 トーヨータイヤジャパン 南東北販売	富谷市ひより台二丁目3番地3	2	0	652.54
14項	株式会社 マキムラ 東北支店	富谷市成田三丁目32番地7	2	0	812.84
14項	ハイビック 株式会社 東北支店仙台店	富谷市成田一丁目2番地1	1	0	1,398.09
14項	コープ富谷共同購入物流センター	富谷市成田九丁目7番地4	2	0	18,421.02
14項	鴻池運輸 株式会社 仙台定温流通センター営業所	富谷市成田9丁目5番地2	3	0	12,753.35
14項	GLP富谷IVアネックス	富谷市成田9丁目7番地7	3	0	12,150.60
14項	西川運輸工業 株式会社 仙台営業所	富谷市大清水一丁目32番地9	1	0	548.25
14項	コープ東北ドライ統合物流センター	富谷市成田九丁目7番地8	3	0	42,871.18
14項	スズキ部品センター仙台	富谷市上桜木二丁目2番地1	2	0	7,839.11
14項	株式会社 ヨコハマタイヤジャパン仙台北営業所	富谷市成田九丁目3番地3	1	0	4,523.47
14項	株式会社 ヨコハマタイヤジャパン仙台北営業所	富谷市成田九丁目3番地3	3	0	2,080.36
14項	㈱ザイエンス 製品倉庫	富谷市高屋敷1番地	1	0	1,389.30
14項	㈱ザイエンス 素材倉庫	富谷市高屋敷1番地	1	0	1,389.30
14項	ユアテック仙台北営業所 倉庫棟	富谷市成田九丁目1番地11	2	0	730.13
15項	東向陽台児童クラブ	富谷市明石台一丁目37番地13	1	0	476.59
15項	日本郵便 株式会社 富谷郵便局	富谷市富谷北裏69番地1	2	0	1,042.02
15項	株式会社 河北ランド 富谷カントリークラブハウス	富谷市三ノ関狼沢73番地1	2	1	2,078.86
15項	NTT東日本 富谷交換所	富谷市富谷湯船沢109番地	1	0	314.22
15項	仙台市石積埋立処分場 第2排水処理施設	富谷市石積堀田11番地	2	1	1,292.08
15項	富谷市清掃センター 粗大ゴミ処理施設	富谷市石積堀田11番地1	2	1	1,211.33
15項	宮城県仙台保健福祉事務所黒川支所	富谷市ひより台二丁目42番地2	2	0	1,299.34
15項	富谷自動車学校	富谷市三ノ関膳部沢上11番地3	2	0	1,091.67
15項	株式会社 仙台クラシックゴルフ倶楽部	富谷市今泉三ツ沢14番地3	1	1	3,602.16
15項	株式会社 仙台銀行大富支店	富谷市日吉台二丁目38番地1	1	0	388.28
15項	株式会社 七十七銀行 富谷支店	富谷市ひより台二丁目36番地4	2	0	557.54
15項	㈱ヨコハマタイヤジャパン仙台北営業所	富谷市成田九丁目3番地3	2	0	1061.85
15項	成田第一汚水中継ポンプ場	富谷市成田三丁目35番地	1	1	766.16
15項	公益財団法人電磁材料研究所(研究棟)	富谷市成田九丁目5番地1	3	0	2,949.11
15項	公益財団法人電磁材料研究所(CR棟)	富谷市成田九丁目5番地1	2	0	661.24
15項	NTT東日本宮城支店明石交換所	富谷市明石二反目56番地1	1	0	373.48
15項	仙台市堆肥化センター	富谷市石積堀田26番地	1	0	2,773.01
15項	富谷市役所	富谷市富谷坂松田30番地	3	1	7,596.60
15項	ソフトバンク 株式会社 東日本カスタマーコミュニケーションズA棟	富谷市成田一丁目5番地1	1	0	2,925.03
15項	ソフトバンク 株式会社 東日本カスタマーコミュニケーションズB・C棟	富谷市成田一丁目5番地1	1	0	4,741.07

### 3. 防火対象物・危険物

項別	名 称	所在地	階数 地上	階数 地下	延べ面積
15項	株式会社 北洲プラザ(A棟)	富谷市成田9丁目2番地2	3	0	2,287.33
15項	株式会社 北洲プラザ(B棟)	富谷市成田9丁目2番地2	3	0	901.52
15項	株式会社 北洲プラザ(C棟)	富谷市成田9丁目2番地2	3	0	844.51
15項	七十七銀行明石台支店	富谷市明石台六丁目1番地415	2	0	647.30
15項	株式会社 ユアテック仙台北営業所 事務所棟	富谷市成田九丁目1番地11	2	0	1,052.86
15項	株式会社 アマダ東北サテライトセンター	富谷市大清水一丁目31番地8	2	0	1,067.91
15項	ネットヨタ仙台 株式会社 研修センター	富谷市ひより台一丁目42番地5	2	1	751.58
16項口	複合公共施設・けやき館	富谷市富谷狸屋敷110番地4	2	0	1,122.34
16項口	熊谷賢倉庫付事務所	富谷市富谷大清水下45番地2	2	0	586.26
16項口	加藤石材有限会社	富谷市富谷一枚沖16番地1	2	0	563.64
16項口	トヨタエルアンドエフ宮城 株式会社(事務所棟)	富谷市成田九丁目 8 番地2	2	0	1,059.81
16項口	株式会社 ユアテック人財育成センター	富谷市成田九丁目3番地5	7	1	19,423.89
16項口	第3ロジスティックス	富谷市成田九丁目1番地1	2	0	18,708.52
16項口	株式会社カルラ	富谷市成田九丁目2番地9	2	0	5382.15
16項口	日総興産 株式会社 東北テクニカルセンター	富谷市ひより台二丁目3番地1	2	0	698.91
16項口	㈱河北ランド(カートハウス)	富谷市三ノ関狼沢73番地1	2	0	830.54
16項口	㈱河北ランド(コース管理棟)	富谷市三ノ関狼沢73番地1	2	0	1025.64
16項口	㈱仙台クラシックゴルフ倶楽部(機械庫)	富谷市今泉三ツ沢14番地3	1	0	610.00

※延べ面積は小数第3位以下を四捨五入している。

## 【資料 3-2】危険物貯蔵取扱施設一覧

事業所名	電話番号	施設区分	設置場所	品名(化学名)	指定数量の倍数
コストコホールセールジャパン株式会社	348-5177	給油取扱所	富谷市高屋敷26	第一石油類(ガソリン)	816
				第一石油類(ガソリン)	
				第二石油類(軽油)	
				第二石油類(灯油)	
ジェイ・クエスト仙台富谷店	779-1225	給油取扱所	富谷市上桜木一丁目1番地4	第一石油類(ガソリン)	352
				第二石油類(軽油)	
				第二石油類(灯油)	
カメイ株式会社 カーライフ事業部	351-6312	給油取扱所	富谷市成田一丁目6-14、6-15	第一石油類(ガソリン)	280
				第二石油類(軽油)	
				第二石油類(灯油)	
西川運輸興業株式会社	207-3331	給油取扱所	富谷市大清水一丁目32-9	第二石油類(軽油)	30
株式会社みちのく観光	358-5055	給油取扱所	富谷市富谷大清水下28-1	第一石油類(ガソリン)	260
				第二石油類(軽油)	
				第二石油類(灯油)	
(株)アベキ エコ・ス富谷	351-5172	給油取扱所	富谷市成田9丁目6番地1	第一石油類(ガソリン)	241
				第二石油類(軽油)	
				第二石油類(灯油)	
				第三石油類(廃油)	
(株)コマレオ	358-4141	給油取扱所	富谷市富谷北裏44-1	第一石油類(ガソリン)	133.6
				第二石油類(軽油)	
				第二石油類(灯油)	
		移動タンク貯蔵所	富谷市富谷北裏56	第二石油類(灯油)	2
スーパーセルフあけの平給油所 遠藤商事(株)	725-7756	給油取扱所	富谷市あけの平1丁目2-1	第一石油類(ガソリン)	280
				第二石油類(軽油)	
				第二石油類(灯油)	
出光興産(株) 東北支店	779-0746	給油取扱所	富谷市大清水一丁目33-1	第一石油類(ガソリン)	270
				第二石油類(軽油)	
				第二石油類(灯油)	
増森屋石油(有)	358-4926	給油取扱所	富谷市ひより台1丁目43-15	第一石油類(ガソリン)	135.1
				第二石油類(軽油)	
				第二石油類(灯油)	
				第二石油類(廃油)	
		移動タンク貯蔵所	富谷市一ノ関段ノ沢15-1の一部	第二石油類(灯油)	3
		第二石油類(軽油)			
有限会社松田商店	358-2531	給油取扱所	富谷市富谷一枚沖87-1	第一石油類(ガソリン)	274
				第二石油類(軽油)	
				第二石油類(灯油)	
		移動タンク貯蔵所	富谷市富谷湯船沢28-1	第二石油類(灯油)	3
				第二石油類(軽油)	
				第二石油類(灯油)	
		第二石油類(軽油)			

3. 防火対象物・危険物

事業所名	電話番号	施設区分	設置場所	品名(化学名)	指定数量の倍数
みやぎ生活協同組合	348-3751	給油取扱所	富谷市成田9-7-4	第一石油類(ガソリン)	190
				第二石油類(軽油)	
		移動タンク貯蔵所	富谷市成田9-7-4	第二石油類(灯油)	3.75
		移動タンク貯蔵所	富谷市成田9-7-4	第二石油類(灯油)	3.75
		移動タンク貯蔵所	富谷市成田9-7-4	第二石油類(灯油)	1.94
		移動タンク貯蔵所	富谷市成田9-7-4	第二石油類(灯油)	1.94
		移動タンク貯蔵所	富谷市成田9-7-4	第二石油類(灯油)	1.94
		移動タンク貯蔵所	富谷市成田9-7-4	第二石油類(灯油)	1.94
(株)ランテック	348-3211	給油取扱所	富谷市成田9丁目7番地の2	第二石油類(軽油)	30
株式会社河北ランド	358-3121	給油取扱所	富谷市三ノ関狼沢73の1	第一石油類(ガソリン)	3.44
				第二石油類(軽油)	
		地下タンク貯蔵所	富谷市三ノ関狼沢73の1	第三石油類(重油)	3.5
地下タンク貯蔵所	富谷市三ノ関狼沢73の1	第三石油類(重油)	2		
(株)仙台クラシックゴルフ倶楽部	358-1011	給油取扱所	富谷市今泉松木沢2番地	第一石油類(ガソリン)	3.44
				第二石油類(軽油)	
		給油取扱所	富谷市今泉三ツ沢14-3	第一石油類(ガソリン)	2.87
地下タンク貯蔵所	富谷市今泉三ツ沢14-3	第三石油類(重油)	3.5		
宮城交通株式会社	358-9031	給油取扱所	富谷市三ノ関太子堂西108	第二石油類(灯油)	30
				第二石油類(軽油)	
鴻池運輸株式会社	351-0911	給油取扱所	富谷市成田9丁目5番地2	第二石油類(軽油)	20
富谷自動車学校	358-8787	給油取扱所	富谷市三ノ関膳部沢上11-3	第一石油類(ガソリン)	47.5
タカラ米穀株式会社	351-6731	一般取扱所	富谷市成田9丁目3番地2	第二石油類(灯油)	29.8
みやぎ生活協同組合	348-0531	一般取扱所	富谷市ひより台2丁目1番8号	第二石油類(灯油)	50
		地下タンク貯蔵所	富谷市ひより台2丁目1番8号	第二石油類(灯油)	60
医療法人社団 中谷クリニック	351-9939	一般取扱所	富谷市成田2丁目1番地の3	第二石油類(灯油)	5
医療法人盟陽会 富谷中央病院	348-0626	一般取扱所	富谷市上桜木二丁目1番地6	第二石油類(灯油)	1.27
		地下タンク貯蔵所	富谷市上桜木二丁目1番地6	第二石油類(灯油)	8
(株)カインズ	348-5111	一般取扱所	富谷市上桜木1-1-6	第二石油類(灯油)	9.8
		屋内貯蔵所	富谷市上桜木1-1-6	第一石油類(非水溶性)	4.95
				第二石油類(非水溶性)	
				第三石油類(非水溶性)	
				第四石油類(非水溶性)	
地下タンク貯蔵所	富谷市上桜木1-1-6	第二石油類(非水溶性)	59		

3. 防火対象物・危険物

事業所名	電話番号	施設区分	設置場所	品名(化学名)	指定数量の倍数
世紀東急工業㈱東北支店仙台混合所	358-2306	一般取扱所	富谷市上桜木二丁目5番地1	第三石油類(重油)	6.96
		地下タンク貯蔵所	富谷市上桜木二丁目5番地1	第三石油類(重油)	15
成田東小学校	351-7631	一般取扱所	富谷市成田6丁目36番地1	第二石油類(灯油)	3
仙台市堆肥化センター	348-6104	一般取扱所	富谷市石積堀田26番地	第二石油類(灯油)	1.18
		地下タンク貯蔵所	富谷市石積堀田26番地	第二石油類(灯油)	5
富谷市あけの平公民館	358-9277	一般取扱所	富谷市あけの平2丁目22番地1	第二石油類(灯油)	1.9
富谷市中央公民館	358-2036	一般取扱所	富谷市富谷西沢13	第二石油類(灯油)	3.4
				第二石油類(灯油)	
富谷市富谷第二中学校	358-3291	一般取扱所	富谷市あけの平3丁目86	第二石油類(灯油)	5
富谷市立あけの平小学校	358-7444	一般取扱所	富谷市あけの平2丁目18-1	第二石油類(灯油)	3
富谷市立成田小学校	351-7567	一般取扱所	富谷市成田3丁目1番地1	第二石油類(灯油)	5
富谷市立成田中学校	348-3353	一般取扱所	富谷市成田3丁目34-1	第二石油類(灯油)	5
富谷市立東向陽台中学校	373-8777	一般取扱所	富谷市明石台1丁目14番地	第二石油類(灯油)	4.5
富谷市立日吉台小学校	358-1486	一般取扱所	富谷市日吉台1丁目13番地1	第二石油類(灯油)	5
富谷市立日吉台中学校	358-1629	一般取扱所	富谷市日吉台3丁目19-2	第二石油類(灯油)	5
富谷武道館	358-5400	一般取扱所	富谷市一ノ関髙合山6-8	第二石油類(灯油)	3
		地下タンク貯蔵所	富谷市一ノ関髙合山6の8	第三石油類(重油)	12.5
ネットヨタ仙台㈱富谷店	358-0010	地下タンク貯蔵所	富谷市ひより台1丁目42番5	第二石油類(灯油)	1.9
極楽湯富谷店	348-3726	地下タンク貯蔵所	富谷市成田1-4-1	第二石油類(灯油)	15
株式会社ユアテック	351-5631	地下タンク貯蔵所	富谷市成田9丁目3番地5	第三石油類(重油)	3.5
株式会社ゆっぼ	348-0626	地下タンク貯蔵所	富谷市大清水一丁目32番地3	第三石油類(重油)	10
宮城県富谷高等学校	351-5111	地下タンク貯蔵所	富谷市成田2丁目1番地1	第三石油類(重油)	7.5
宮城交通株式会社	358-9031	地下タンク貯蔵所	富谷市三ノ関太子堂西108	第三石油類(廃油)	1.95
宮城労災特別介護施設	772-3311	地下タンク貯蔵所	富谷市明石台4丁目8番1号	第二石油類(軽油)	5
杜の風	779-1580	地下タンク貯蔵所	富谷市富谷桜田1-11	第三石油類(重油)	3.5
佐藤病院	358-6855	地下タンク貯蔵所	富谷市三ノ関坂ノ下116の1	第三石油類(重油)	5
動物愛護センター	358-7888	地下タンク貯蔵所	富谷市明石下向田69-4	第三石油類(重油)	3
株式会社エティックテクノ東京仙台工場	358-8828	屋内貯蔵所	富谷市ひより台二丁目2の4	第一石油類(その他)	4.8
				第二石油類(その他)	
(株)イエローハット東北物流センター	348-3113	屋内貯蔵所	富谷市成田9丁目2-3	第一石油類(非水溶性)	4.99
				第二石油類(非水溶性)	
				第三石油類(非水溶性)	
				第四石油類(非水溶性)	

3. 防火対象物・危険物

事業所名	電話番号	施設区分	設置場所	品名(化学名)	指定数量の倍数
(株)エルピダあおぼ	358-7740	屋内貯蔵所	富谷市ひより台2丁目2番2号	第一石油類(ガソリン)	2.78
				第二石油類(軽油)	
				第三石油類(重油)	
				第四石油類(その他)	
山田車体工業(株)仙台工場	358-3171	屋内貯蔵所	富谷市三ノ関坂ノ下 68-3	第一石油類(その他)	4
				第二石油類(その他)	
				第三石油類(その他)	
		屋内貯蔵所	富谷市ひより台二丁目 1-9	第一石油類(シンナー類)	4.83
第二石油類(塗料類)					
第三石油類(塗料類)					
第四石油類(マシン類)					
東洋刃物(株)富谷工場	358-2431	屋内貯蔵所	富谷市富谷日渡 34-11	第一石油類(シンナー類)	3.61
				第一石油類(ガソリン)	
				第二石油類(シンナー類)	
				第四石油類(潤滑油)	
				アルコール類	
富谷市役所	358-3111	屋内タンク貯蔵所	富谷市富谷坂松田 30 番地	第三石油類(重油)	1.5
イオンリテール株式会社 イオンモール富谷	779-0829	屋外タンク貯蔵所	富谷市大清水1丁目 33 番地1	第三石油類(重油)	8.75
菊田陶業(株)富谷工場	358-3191	屋外タンク貯蔵所	富谷市三ノ関坂ノ下 124	第三石油類(重油)	5
富谷もやし店	358-3161	屋外タンク貯蔵所	富谷市富谷原前南 112	第二石油類(灯油)	1.5
有限会社サンコー商店	358-4593	移動タンク貯蔵所	富谷市石積中町57	第二石油類(灯油)	4
				第二石油類(軽油)	
		第三石油類(重油)			
アベトヨ株式会社	372-7739	移動タンク貯蔵所	富谷市東向陽台 3-27-2	第二石油類(灯油)	3.7
		移動タンク貯蔵所	富谷市東向陽台 3-27-2	第二石油類(灯油)	3.7
		移動タンク貯蔵所	富谷市東向陽台 3-27-2	第二石油類(灯油)	2
		移動タンク貯蔵所	富谷市東向陽台 3-27-2	第二石油類(灯油)	1.9
		移動タンク貯蔵所	富谷市東向陽台 3-27-2	第二石油類(灯油)	1.9
		移動タンク貯蔵所	富谷市東向陽台 3-27-22	第二石油類(灯油)	3.7
		移動タンク貯蔵所	富谷市東向陽台 3-27-22	第二石油類(灯油)	3.7
		移動タンク貯蔵所	富谷市東向陽台 3-27-22	第二石油類(灯油)	2
ニッコーワールド有限会社	348-5444	移動タンク貯蔵所	富谷市日吉台二丁目16番7号	第二石油類(灯油)	1.35
		移動タンク貯蔵所	富谷市日吉台二丁目16番7号	第二石油類(灯油)	2



### 3. 防火対象物・危険物

事業所名	電話番号	施設区分	設置場所	品名(化学名)	指定数量の倍数
宮城ガス株式会社	358-3730	移動タンク貯蔵所	富谷市富ヶ丘4丁目24番1号	第二石油類(灯油)	1.9
株式会社ザイエンス	348-8826	屋内貯蔵所	富谷市高屋敷1	第二石油類(軽油)	9.8
				第三石油類(その他)	
日本ファインセラミックス(株)富谷事業所	378-7825	屋内貯蔵所	富谷市高屋敷2	第一石油類(アセトン)	2.3
				アルコール類	
				第二石油類(その他)	
				第三石油類(非水溶性)	
				第三石油類(水溶性)	
第四石油類(マシン油)					
石積埋立処分場浸出水処理施設	358-6662	屋外タンク貯蔵所	富谷市石積堀田11番地	第二石油類(軽油)	3

※指定数量の倍数とは、貯蔵または取り扱う『危険物の量が指定数量の何倍であるか』を表す数のこと。小数点第3以下を四捨五入している。

## 4. 通信設備等

### 【資料 4-1】 通信設備一覧

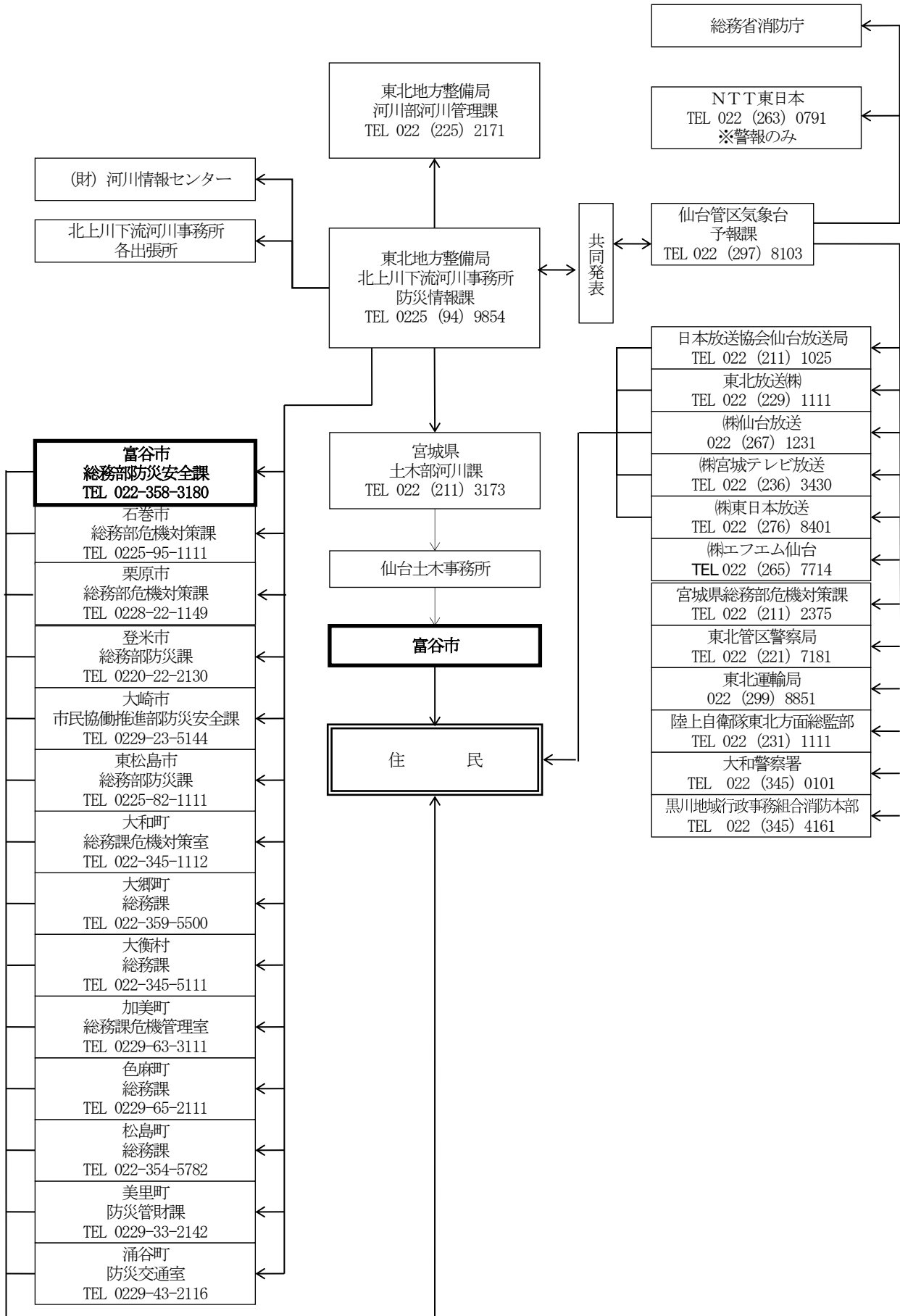
#### ■MCA防災行政無線（同報系）

個別番号	区分	名称	個別番号	区分	名称
-	親局	富谷市役所	014	子局	成田東小学校
001	子局	富谷スポーツセンター	015	子局	成田中学校
002	子局	西成田コミュニティーセンター	016	子局	太子堂一丁目公園
003	子局	富ヶ丘公民館	017	子局	とちの木1号公園
004	子局	富ヶ丘小学校	018	子局	明石台五丁目公園
005	子局	鷹乃社防災センター	019	子局	成田東公園
006	子局	日吉台公民館	020	子局	大清水二丁目第1公園
007	子局	日吉台小学校	021	子局	上桜木一丁目第2公園
008	子局	日吉台中学校	022	子局	市営グラウンド跡地
009	子局	あけの平公民館	023	子局	大亀山森林公園
010	子局	富谷第二中学校	024	子局	大童会館
011	子局	東向陽台公民館	025	子局	志戸田公会堂
012	子局	東向陽台小学校	026	子局	三ノ関（市民バス「馬場沢下」付近）
013	子局	成田公民館			

## ■MCA防災行政無線（移動系）

個別番号	名称	個別番号	名称	個別番号	名称
301	富谷市役所	321	大亀会館	341	東向陽台第二会館
302	富谷小学校	322	石積会館	342	東向陽台サニーハイツ会館
303	富谷中学校	323	明石町内会館	343	明石台会館
304	あけの平小学校	324	西成田公会堂	344	明石台第二会館
305	東向陽台中学校	325	ひより台一丁目会館	345	明石台第三会館
306	成田小学校	326	ひより台二丁目会館	346	明石台第五会館
307	富谷中央公民館	327	とちの木会館	347	明石台第六会館
308	熊谷公民館	328	富ヶ丘南部会館	348	上桜木会館
309	町上会館	329	富ヶ丘北部会館	349	成田三丁目会館
310	町中会館	330	鷹乃杜第二会館	350	成田五丁目会館
311	町下会館	331	あけの平一丁目会館	351	成田七丁目会館
312	一ノ関会館	332	あけの平二丁目会館	352	明石台第七会館
313	二ノ関会館	333	あけの平三丁目会館	353	明石台小学校
314	三ノ関会館	334	大清水会館	354	明石台第九会館
315	太子堂会館	335	大清水二丁目会館	355	杜乃橋第二会館
316	志戸田公会堂	336	日吉台一丁目会館	401	富谷市役所(携帯型)
317	穀田会館	337	日吉台二丁目会館	402	富谷市役所(携帯型)
318	原会館	338	日吉台三丁目会館	403	富谷市役所(携帯型)
319	大童会館	339	杜乃橋会館		
320	今泉会館	340	東向陽台第一会館		

【資料 4-2】 指定河川洪水予報伝達系統図



**【資料 4-3】市町村被害状況報告要領**

## 1 趣旨

この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条第1項（被害状況等の報告）及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条（消防情報に関する報告）の規定に基づく災害発生時に関する被害状況等について、迅速かつ的確な報告が行われるようその形式及び方法を定めるものとする。

## 2 災害の定義

「災害」とは、災害対策基本法第2条第1項に定める災害のうち火災を除いたものとする。

## 3 被害状況報告等の基準

この要領に基づく被害状況報告は、次に掲げる事項に該当する場合に行うものとする。

## (1) 一般基準

- イ 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- ロ 災害により災害対策本部を設置したもの
- ハ 1の市町村における被害は軽微であっても、県内で見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

## (2) 個別基準

- イ 地震
  - 地震が発生し、県内で震度4以上を記録した場合
- ロ 津波
  - 津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ハ 風水害
  - (イ) がけくずれ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
  - (ロ) 河川のいっ水、破堤、高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ニ 雪害
  - (イ) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
  - (ロ) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- ホ 火山災害
  - (イ) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
  - (ロ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ヘ その他、特に報告の指示があったもの

## (3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告するものとする。

## 4 報告の種類等

(1) 報告の種類、様式等は次のとおりとし、報告の方法は、原則として宮城県総合防災情報システム（以下、「MIDORI」という。）の端末機により所管の地方振興事務所を経由して県に報告するものとする。ただし、市町村が県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告するものとする。

イ 災害概況即報

市町村及び消防本部は、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合又は災害が発生するおそれのある場合は、その概況について、自主的に様式第1号により即時報告するものとし、震度4以上の地震が記録された場合には、様式第2号（その1）により庁舎施設等の被害の概況を県に対し報告するものとする。ただし、震度5強以上の地震が記録された場合には消防庁が定める火災・災害等報告要領に基づき消防庁へも直接報告するものとする。その際には、MIDORIを用いずファクシミリ等により報告するものとする。

ロ 被害状況報告〔即報〕

(イ) 市町村は、被害状況が判明次第、その状況を県の指定する期日までに様式第2号により報告するものとする（おおむね1日1回程度）。ただし、報告後に大幅な変更等があった場合には、その都度報告するものとする。

(ロ) 市町村は、自らの対応能力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集及び迅速な報告に努めるものとする。

ハ 被害状況報告〔確定〕

市町村は、県の指定する期日までに様式第2号により被害状況についておおむね災害が発生してから2週間以内確定報告するものとする。

(2) MIDORIの操作については、別途定めるマニュアルによるものとする。

(3) MIDORIに障害等が発生し、システムが機能しなくなった場合についての報告方法については、県からの指示により行うこととする。

(4) 県は、(3)の指示においては、次の事項を明示するものとする。

イ 災害名称

ロ 報告手段（防災行政無線ファクシミリ、電話、メール等）

ハ 即報・確定報の別

ニ 報告時点

ホ 入力時間帯

ヘ その他の必要な事項

5 災害概況即報（様式第1号）記入要領

(1) 「災害の概況」には、災害が発生した（発生するおそれがある）具体的地域名、発生日時、災害の種別（台風、豪雨、洪水、地震、津波等）概況等を記入するものとする。

(2) 「被害の状況」には、災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入するものとする。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 「応急対策の状況」には、災害に対して、災害対策基本法第23条の規定に基づく災害対策本部、現地災害対策本部等を設置した場合には、その名称及び設置の日時を記入するとともに、市町村が講じた応急対策について次の例により記入するものとする。

(例)

イ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況

ロ 避難の勧告・指示の状況

ハ 避難所の設置状況

ニ 他の地方公共団体への応援要請及び応援活動の状況

ホ 自衛隊の派遣要請、活動状況

## 6 被害状況報告（様式第2号）記入要領

## (1) 人的被害

イ 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

なお、災害により重傷等を負った者が確定報告までに当該災害が原因で死亡した場合にも死者とする。

ロ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

ハ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。

ニ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうちハに該当する者を除く者とする。

ホ 負傷者の内訳（重傷者・軽傷者）が判明しない時点においては、「軽傷者」として報告するものとし、判明後において訂正するものとする。

## (2) 住家被害

イ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。ただし、別荘は非住家扱いとする。

ロ 「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達したもので、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。

ハ 「半壊」とは、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。

ニ 住家被害の内訳（全壊・半壊）が判明しない時点においては、「半壊」として報告するものとし、判明後において訂正するものとする。

ホ 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

ヘ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

ト 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

チ 「棟」とは、一つの建築物とする。ただし、母屋より床面積の小さい附属屋（同一宅地内において、非住家として計上するに至らない物置、便所、風呂等）については、母屋と同一棟とみなす。

リ 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位とする。

例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生計が別であれば分けて扱うものとする。

また、共同住宅（アパート、マンション等）の一階部分が床上浸水・床下浸水した場合は、その建物の上階の世帯分についても被害世帯に入るものとする。

## (3) 非住家被害

イ 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

ロ 「公共建物（全・半壊）」とは、例えば、市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

ハ 「その他（全・半壊）」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

(4) 火災発生

イ 「火災発生」については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。

ロ 「119 番通報」については、消防本部のみ報告するものとする。

ハ 火災発生の内訳（建物・危険物・その他）が判明しない時点においては、「建物」として報告することとし、判明後において訂正することとする。

(5) 庁舎施設の状況及び庁舎周辺の状況

震度4以上の地震発生時において、目視及び通報などにより可能な範囲で記載するものとし、内容の確認が取れた時点において、「住家被害」、「非住家被害」、「火災発生」の欄に内訳を記載するものとする。

イ 「庁舎被害」については、建物の傾斜・損壊、壁の亀裂・崩落など、建物に重大な被害が発生した場合「有」とし、軽微なガラスの破損やタイルのはく離は含まないものとする。

ロ 「庁舎内の異常」については、キャビネットや事務機器の倒壊などがある場合に「有」とする。

ハ 「電気の使用」については、自家発電装置により使用できる場合は「可」とする。

ニ 「水道の使用」については、水道が使える場合に「可」とする。

ホ 「一般電話回線の支障」については、外部との通話が円滑にできない場合には「有」とする。

ヘ 「都市ガス」については、ガス設備が使える場合に「可」とする。都市ガスの該当がない場合には記入を要さない。

ト 「家屋の倒壊」については、全壊又は半壊とする。

(6) その他

イ 「災害対策本部の設置状況」については、当該災害に対して、災害対策基本法第23条の規定による災害対策本部、現地災害対策本部等を設置した場合に、その名称、設置又は解散の日時を記入するものとする。

ロ 「人的被害の詳細」については、人的被害が生じた場合、被害区分（死亡・行方不明・重傷・軽傷）、氏名、性別、年齢、住所及び被害に至った状況について記入するものとする。

ハ 「避難勧告等の状況」については、地区名、種別（指示、勧告、自主）、勧告日時、世帯数、人数、避難場所、解除日時等を記入するものとする。

ニ 「災害発生場所」については、被害を生じた地域名を記入するものとする。

ホ 「災害発生年月日」については、被害を生じた日時又は期間を記入するものとする。

ヘ 「災害の種類概況」については、災害の種別、災害の経過、今後の見通し等を記入するものとする。

ト 「応急対策の状況」については、当該災害に対して、市町村が講じた応急対策について次の例により記入するものとする。

(イ) 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況

(ロ) 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況

(ハ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

チ 「住家被害の状況」のうち(1)の全壊・半壊・一部破損については、被害区分、住所、被害に至った状況について記入するものとする。また、(2)の床上・床下浸水については、被害区分、地区名及び地区ごとの被害の内訳を記入するものとする。

リ 「非住家被害の状況」は被害区分（全壊、半壊）、所在地、被害に至った状況を記入するものとする。



また、様式第1号及び様式第2号における日時等の時間は、24時間表示により記入するものとする。

附則

この要領は、平成元年9月25日から施行する。

附則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

4. 通信設備等

様式第1号

災 害 概 況 即 報

災害名 \_\_\_\_\_ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
発信機関名	
発信者名	
電話番号	

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等 の設置状況	名称								
		設置日時								

## 様式第2号 (その1)

被害状況報告 (即報・第 報 ・ 確定)

災 害 名				区 分		単 位	被 害
報 告 時 点	月 日 時 現 在			火 災	建 物	件	
市(区)町村名					危 険 物	件	
課 係 名					そ の 他	件	
報 告 者 名				発 生	119 通報	火災通報	件
						救急通報	件
区 分		単 位	被 害	被害概況 (震度4以上の地震発生時)			
人 的 被 害	死 者		人	庁 舎 施 設 の 状 況	庁 舎 被 害	有 ・ 無	
	行方不明者		人		庁舎内の異常	有 ・ 無	
	負 傷 者	重 傷	人		電 気 の 使 用	不可 ・ 可	
		軽 傷	人		水 道 の 使 用	不可 ・ 可	
住 家 被 害	全 壊		棟	庁 舎 周 辺 の 状 況	一般電話回線の支障	有 ・ 無	
			世帯		都 市 ガ ス	不可 ・ 可	
			人		家 屋 の 倒 壊	有 ・ 無	
	半 壊		棟		火 災 の 発 生	有 ・ 無	
			世帯		電 気 の 使 用	不可 ・ 可	
			人		水 道 の 使 用	不可 ・ 可	
	一 部 破 損		棟		一般電話回線の支障	有 ・ 無	
			世帯		都 市 ガ ス	不可 ・ 可	
			人				
	床 上 浸 水		棟				
			世帯				
			人		災 害 対 策 本 部 設 置	月 日 時 分	
床 下 浸 水		棟	災 害 対 策 本 部 廃 止	月 日 時 分			
		世帯	警 戒 本 部 等 設 置	月 日 時 分			
		人	警 戒 本 部 等 廃 止	月 日 時 分			
非 住 家	公 共 建 物 (全・棟)		棟	消 防 職 員 出 動 延 人 数	人		
	そ の 他 (全・棟)		棟	消 防 団 員 出 動 延 人 数	人		

4. 通信設備等

様式第2号 (その2)

市町村コード ( ) 市(区)町村名 ( )

〔氏 至名人 つ等的 た記被 状載害 況欄の をの詳 記下細 載に 被害〕	被害区分	氏 名	性別	年齢	住 所			
〔自種 主別避 のに難 種は勸 別指告 を示等 記・の 載勸状 告況 ・〕	地区名	種 別	勧告等日時	勧告世帯/人数	実避難世帯/人数	避 難 場 所	解除日時	
1 災害発生場所 2 災害発生年月日 3 災害の種類概況 4 応急対策の状況								

様式第2号 (その3)

市町村コード ( ) 市(区)町村名 ( )

## 1 住家被害の状況

## (1) 全壊・半壊・一部破損

被害区分	住所	被害に至った状況(要因, 損傷の程度, 人的被害の有無等)

## (2) 床上・床下浸水

被害区分	地区名	棟数	世帯数	人数

## 2 非住家被害の状況

## (1) 公共建物

被害区分	所在地	施設等の名称	被害に至った状況(要因, 損傷の程度等)

## (2) その他の建物

被害区分	所在地	施設等の名称	被害に至った状況(要因, 損傷の程度等)

## 5. 避難所等

## 【資料 5-1】避難場所一覧

＜指定緊急避難場所＞

エリア	施設名	住所	面積 (㎡)	避難 者数	災害ごとの適否				備考
					地震	洪水	土砂 災害	大火災	
富谷中央公民館 エリア	富谷中央公民館	富谷西沢 13	2,400	1,600	○	○	○	○	
	富谷市総合運動公園	一ノ関籬合山 6-8	46,084	30,722	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
	富谷小学校	富谷狸屋敷 85	9,514	6,342	○	○	○	○	
	富谷中学校	穀田土間沢一番 9	8,270	5,513	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
	西成田コミュニティセンター	西成田郷田一番 29	3,000	2,000	○	-	-	○	防災備蓄倉庫
	太子堂一丁目公園	太子堂 1 丁目 17 番内	972	648	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
富ヶ丘公民館 エリア	富ヶ丘公民館	富ヶ丘 3 丁目 1-28	5,298	3,532	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
	富ヶ丘小学校	富ヶ丘 1 丁目 17-37	7,175	4,783	○	-	-	○	防災備蓄倉庫
	鷹乃杜防災センター	鷹乃杜 2 丁目 21-1	1,563	1,041	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
	上桜木一丁目第 2 公園	上桜木 1 丁目 43-2	2,054	1,370	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
あけの平公民館 エリア	あけの平公民館	あけの平 2 丁目 22-14	861	574	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
	あけの平小学校	あけの平 1 丁目 18-1	7,829	5,219	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
	富谷第二中学校	あけの平 3 丁目 86	9,591	6,394	○	-	-	○	防災備蓄倉庫
	とちの木 1 号公園	とちの木 1 丁目 14 番内	2,804	1,869	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
	大清水二丁目第 1 公園	大清水 2 丁目 2-1,2	2,148	1,432	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
東向陽台公民館 エリア	東向陽台公民館	明石台 1 丁目 1	2,044	1,362	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
	東向陽台小学校	明石台 1 丁目 37-13	11,656	7,771	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
	明石台小学校	明石台 5 丁目 15-1	6,217	4,145	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
	東向陽台中学校	明石台 1 丁目 14	13,352	8,901	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
日吉台公民館 エリア	日吉台公民館	日吉台 2 丁目 22-15	4,359	2,751	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
	日吉台小学校	日吉台 1 丁目 13-1	6,048	4,032	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
	日吉台中学校	日吉台 3 丁目 19-2	23,037	15,358	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
成田公民館 エリア	成田公民館	成田 1 丁目 1-1	2,570	1,713	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
	成田東小学校	成田 6 丁目 36-1	9,134	6,090	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
	成田小学校	成田 3 丁目 1-1	8,190	5,460	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
	成田中学校	成田 3 丁目 34-1	8,937	5,958	○	○	○	○	防災備蓄倉庫

※1 総合運動公園や公民館、小・中学校等は、指定避難所と兼っており、グラウンド・駐車場・運動場を指定緊急避難場所とする。

※2 富ヶ丘公民館、日吉台公民館、鷹乃杜防災センターは、隣接の公園を含めている。

※3 太子堂、とちの木、大清水、上桜木地区は、町内会館に隣接する公園を指定緊急避難場所としている。

※4 1人あたりの面積は、1.5㎡としている。

※5 各施設の面積は、通路等の面積を除いている。

## ＜避難場所＞

エリア	施設名	住所	面積 (㎡)	避難 者数	備考
富谷中央公民館 エリア	しんまち公園	富谷原下地内	5,652	3,768	
	富ヶ岡公園	富谷清水沢地内	4,586	3,057	
	清水仲公園	富谷清水仲 111-3	2,177	1,451	
	西沢児童遊園	富谷西沢地内	256	171	
	太子堂二丁目公園	太子堂 1 丁目 14 番内	3,761	2,507	
	ひより台一丁目西公園	ひより台 1 丁目 121 番内	1,188	792	
	ひより台一丁目東公園	ひより台 1 丁目 118 番内	1,418	946	
	ひより台一丁目南公園	ひより台 1 丁目 123 番内	634	422	
	ひより台二丁目西公園	ひより台 2 丁目 100 番内	2,557	1,705	
	ひより台二丁目東公園	ひより台 2 丁目 101 番内	2,328	1,552	
	市営グラウンド跡地	ひより台二丁目 39 番内	12,000	8,000	
	川又山公園	一ノ関川又山地内	2,126	1,417	
富ヶ丘公民館 エリア	富ヶ丘一丁目広場	富ヶ丘一丁目地内	635	423	
	富ヶ丘一丁目第 1 公園	富ヶ丘 1 丁目 17 番内	1,371	914	
	富ヶ丘一丁目第 2 公園	富ヶ丘 1 丁目 7 番内	1,396	931	
	富ヶ丘二丁目第 1 公園	富ヶ丘 2 丁目 19 番内	882	588	
	富ヶ丘二丁目第 2 公園	富ヶ丘 2 丁目 13 番内	1,617	1,078	
	富ヶ丘二丁目第 3 公園	富ヶ丘 2 丁目 32 番内	1,204	803	
	富ヶ丘三丁目第 1 公園	富ヶ丘 3 丁目 14 番内	1,216	811	
	富ヶ丘三丁目第 2 公園	富ヶ丘 3 丁目 21 番内	1,618	1,079	
	富ヶ丘四丁目第 1 公園	富ヶ丘 4 丁目 6 番内	1,210	806	
	富ヶ丘四丁目第 2 公園	富ヶ丘 4 丁目 16 番内	1,216	811	
	富ヶ丘四丁目第 3 公園	富ヶ丘 4 丁目 26 番内	730	486	
	富ヶ丘中央公園	富ヶ丘 3 丁目 1	4,800	3,200	指定緊急避難場所に隣接
	鷹乃杜一丁目公園	鷹乃杜 1 丁目 4 番内	5,300	3,533	
	鷹乃杜二丁目公園	鷹乃杜 2 丁目 21 番内	1,423	948	指定緊急避難場所に隣接
	鷹乃杜三丁目公園	鷹乃杜 3 丁目地内	341	227	
	上桜木一丁目第 1 公園	上桜木 1 丁目 10-1	10,709	7,139	
上桜木一丁目第 3 公園	上桜木 1 丁目 32	2,070	1,380		
あけの平公民館 エリア	くまがい公園	富谷明坂地内	443	295	
	とちの木 2 号公園	とちの木 2 丁目 8 番内	557	371	
	とちの木 3 号公園	とちの木 1 丁目 25 番内	2,462	1,641	
	あけの平公園	あけの平 2 丁目 19-1	10,714	7,142	
	あけの平一丁目東公園	あけの平 1 丁目 15 番	2,123	1,415	
	あけの平一丁目西公園	あけの平 1 丁目 4 番	786	524	
	あけの平二丁目公園	あけの平 2 丁目 5-9	726	484	
	あけの平三丁目公園	あけの平 3 丁目 6-9	2,097	1,398	
	大清水一丁目第 1 公園	大清水 1 丁目 3-3	7,612	5,075	
	大清水一丁目第 2 公園	大清水 1 丁目 74	882	588	
	大清水一丁目第 3 公園	大清水 1 丁目 22-2	2,053	1,369	
	大清水二丁目第 2 公園	大清水 2 丁目 50	2,017	1,345	

5. 避難所等

エリア	施設名	住所	面積 (㎡)	避難 者数	備考
東向陽台公民館エリア	東向陽台一丁目第1公園	東向陽台1丁目8番内	2,338	1,558	
	東向陽台一丁目第2公園	東向陽台1丁目14番内	848	565	
	東向陽台一丁目第3公園	東向陽台1丁目2番内	1,205	803	
	東向陽台二丁目公園	東向陽台1丁目4番内	1,604	1,069	
	東向陽台三丁目第1公園	東向陽台3丁目17番内	2,359	1,573	
	東向陽台三丁目第2公園	東向陽台3丁目6番内	1,177	785	
	東向陽台三丁目第3公園	東向陽台3丁目25番内	354	236	
	明石台一丁目公園	明石台1丁目16	1,520	1,013	
	明石台二丁目公園	明石台2丁目8-15	1,998	1,332	
	明石台三丁目公園	明石台3丁目14-2	3,183	2,122	
	明石台四丁目第1公園	明石台4丁目5-2	2,000	1,333	
	明石台四丁目第2公園	明石台4丁目8-2	2,000	1,333	
	明石台公園	明石台5丁目15-2	16,000	10,667	
	明石台五丁目公園	明石台5丁目10-1	2,799	1,866	
	明石台六丁目広場	明石台六丁目地内	467	311	
	明石台六丁目第1公園	明石台6丁目20-2	3,073	2,049	
	明石台七丁目第1公園	明石台7丁目19-7	2,754	1,836	
	明石台七丁目第2公園	明石台7丁目9-11	240	160	
	明石台七丁目第3公園	明石台7丁目34-9	296	197	
	明石台東公園	明石台7丁目2-2	2,427	1,618	
日吉台公民館エリア	日吉台公園	日吉台1丁目24-1	8,990	5,994	
	日吉台一丁目公園	日吉台1丁目4-6	827	551	
	日吉台二丁目公園	日吉台2丁目22-16	3,200	2,133	指定緊急避難場所に隣接
	日吉台三丁目公園	日吉台3丁目7-9	2,020	1,347	
	杜乃橋公園	杜乃橋2丁目31	7,912	5,275	
	杜乃橋一丁目公園	杜乃橋1丁目11-6	1,286	858	
成田公民館エリア	成田一丁目公園	成田1丁目4-7	1,541	1,027	
	成田二丁目公園	成田2丁目3-5	1,693	1,129	
	成田三丁目第1公園	成田3丁目5-1	1,872	1,248	
	成田三丁目第2公園	成田3丁目30-1	2,075	1,383	
	成田四丁目第1公園	成田4丁目15-1	1,768	1,179	
	成田四丁目第2公園	成田4丁目27-1	2,000	1,333	
	成田五丁目公園	成田5丁目9-1	1,999	1,333	
	成田六丁目第1公園	成田6丁目11-1	1,706	1,137	
	成田六丁目第2公園	成田6丁目27-1	2,050	1,367	
	成田六丁目第3公園	成田6丁目35-5	962	641	
	成田七丁目第1公園	成田7丁目9-1	2,001	1,334	
	成田七丁目第2公園	成田7丁目26-22	2,078	1,385	
	成田八丁目公園	成田8丁目5-1	1,602	1,068	
	成田東公園	成田3丁目33	30,874	20,582	
	成田西公園	成田9丁目4	13,562	9,041	

※1 一時避難所である町内会館は、避難場所を兼ねる。

※2 避難者1人あたりの面積は1.5㎡とし、各施設の面積は、通路等の面積を除いて算出している。



## 【資料 5-2】 避難所一覧

エリア	区分	施設名	住所	場所	面積 (㎡)	避難 者数	災害毎の適否				備考
							地震	津	風	火	
富谷中央公民館 エリア	指定	富谷スポーツセンター	一ノ関橋合山6-8	アリーナ	1,408	563	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
	指定	富谷武道館	一ノ関橋合山6-8	アリーナ	375	150	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
				会議室等	283	113	○	○	○	○	
	指定	富谷中央公民館	富谷西沢13	大ホール	288	115	○	○	○	○	
				会議室等	510	204	○	○	○	○	
	指定	富谷小学校	富谷狸屋敷85	校舎	1,325	530	○	○	○	○	
				屋内運動場	734	294	○	○	○	○	
指定	富谷中学校	穀田土間沢一番9	校舎	730	292	○	○	○	○	防災備蓄倉庫	
			屋内運動場	723	289	○	○	○	○		
指定	西成田コミュニティセンター	西成田郷田一番29		640	256	○	-	-	○	防災備蓄倉庫	
富ヶ丘公民館 エリア	指定	富ヶ丘公民館	富ヶ丘3丁目1-28	大ホール	270	108	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
				会議室等	333	133	○	○	○	○	
	指定	富ヶ丘小学校	富ヶ丘1丁目17-37	校舎	1,122	449	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
				屋内運動場	713	285	○	-	-	○	
指定	鷹乃杜防災センター	鷹乃杜2丁目21-1		168	67	○	○	○	○	防災備蓄倉庫	
あけの平公民館 エリア	指定	あけの平公民館	あけの平2丁目22-14	大ホール	256	102	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
				会議室等	370	148	○	○	○	○	
	指定	あけの平小学校	あけの平1丁目18-1	校舎	1,188	475	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
				屋内運動場	686	275	○	○	○	○	
	指定	富谷第二中学校	あけの平3丁目86	校舎	817	327	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
				屋内運動場	701	280	○	-	-	○	
東向陽台公民館 エリア	指定	東向陽台公民館	明石台1丁目1	大ホール	261	104	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
				会議室等	346	138	○	○	○	○	
	指定	東向陽台小学校	明石台1丁目37-13	校舎	1,325	530	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
				屋内運動場	612	245	○	○	○	○	
	指定	明石台小学校	明石台5丁目15-1	校舎	1,075	430	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
				屋内運動場	680	272	○	○	○	○	
	指定	東向陽台中学校	明石台1丁目14	校舎	939	376	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
				屋内運動場	701	280	○	○	○	○	
日吉台公民館 エリア	指定	日吉台公民館	日吉台2丁目22-15	大ホール	265	106	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
				会議室等	256	102	○	○	○	○	
	指定	日吉台小学校	日吉台1丁目13-1	校舎	974	390	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
				屋内運動場	713	285	○	○	○	○	
	指定	日吉台中学校	日吉台3丁目19-2	校舎	782	313	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
				屋内運動場	723	289	○	○	○	○	

5. 避難所等

エリア	区分	施設名	住所	場所	面積 (㎡)	避難 者数	災害毎の適否				備考
							地震	洪水	土砂	火災	
成田公民館 エリア	指定	成田公民館	成田1丁目1-1	大ホール	434	174	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
				会議室等	456	182	○	○	○	○	
	指定	成田東小学校	成田6丁目36-1	校舎	1,370	548	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
				屋内運動場	703	281	○	○	○	○	
	指定	成田小学校	成田3丁目1-1	校舎	995	398	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
				屋内運動場	726	290	○	○	○	○	
	指定	成田中学校	成田3丁目34-1	校舎	1,352	541	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
				屋内運動場	744	298	○	○	○	○	

※1 小・中学校の校舎は、普通教室と特別支援教室としている。

※2 避難者1人あたりの面積は2.5㎡とし、各施設の面積は、通路等の面積を除いて算出している。

## 【資料 5-3】 町内会館一覧

エリア	区分	施設名	住所	面積 (㎡)	避難 者数	災害毎の適否				備考
						地震	洪水	土砂	火災	
富谷中央公民館 エリア	一時	町上会館	富谷仏所 25 番地ほか	167	67	○	○	○	○	
	一時	町中会館	富谷北裏地内	117	47	○	○	○	○	
	一時	町下会館	富谷西沢地内	164	66	○	○	○	○	
	一時	一ノ関会館	一ノ関鎌田 25	97	39	○	○	○	○	
	一時	二ノ関会館	二ノ関相良地内	108	43	○	○	○	○	
	一時	三ノ関会館	三ノ関膳部沢下 29 番地 5	164	65	○	-	○	○	
	一時	太子堂会館	太子堂 1 丁目 17-5	182	73	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
	一時	志戸田公会堂	志戸田切添地内	162	65	○	○	○	○	
	一時	穀田会館	穀田岩下地内	78	31	○	○	○	○	
	一時	原会館	富谷原前南 109 番地 4	93	37	○	○	○	○	
	一時	大童会館	大童下八幡 15 番地 1	104	42	○	○	○	○	
	一時	今泉会館	今泉四百刈地内	70	28	○	○	○	○	
	一時	大亀会館	大亀滑理川一番 36 番地 3	98	39	○	○	○	○	
	一時	石積会館	石積十文字 28 番地 1	98	39	○	○	○	○	
	一時	明石町内会館	明石下寺前地内	54	21	○	○	○	○	
	一時	西成田公会堂	西成田上八百刈地内	106	42	○	○	○	○	
	一時	ひより台一丁目会館	ひより台 1 丁目 23-1	160	64	○	○	○	○	
	一時	ひより台二丁目会館	ひより台 2 丁目 42-1	162	65	○	○	○	○	
富ヶ丘公民館 エリア	一時	富ヶ丘南部会館	富ヶ丘 2 丁目 4-3	209	83	○	○	○	○	
	一時	富ヶ丘北部会館	富ヶ丘 3 丁目 1-22	212	85	○	○	○	○	
	一時	鷹乃杜第二会館	鷹乃杜 3 丁目 21-8	97	39	○	○	○	○	
	一時	上桜木会館	上桜木 1 丁目 43-1	158	63	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
あけの平公民館 エリア	一時	熊谷公民館	富谷字明坂 119 番地 4	81	33	○	○	○	○	
	一時	とちの木会館	とちの木 1 丁目 14-8	106	42	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
	一時	あけの平一丁目会館	あけの平 1 丁目 16-8	159	64	○	○	○	○	
	一時	あけの平コミュニティセンター	あけの平 2 丁目 22-13	167	67	○	○	○	○	
	一時	あけの平三丁目会館	あけの平 3 丁目 32-1	159	64	○	○	○	○	
	一時	大清水会館	大清水 1 丁目 22-1	158	63	○	○	○	○	
	一時	大清水二丁目会館	大清水 2 丁目 2-3	158	63	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
東向陽台公民館 エリア	一時	東向陽台第一会館	東向陽台 2 丁目 10-10	254	102	○	○	○	○	
	一時	東向陽台第二会館	東向陽台 3 丁目 13-15	230	92	○	○	○	○	防災備蓄倉庫
	一時	東向陽台サニーハイツ会館	明石台 2 丁目 9-3	160	64	○	○	○	○	
	一時	明石台会館	明石台 1 丁目 37-11	158	63	○	○	○	○	
	一時	明石台第二会館	明石台 2 丁目 8-14	162	65	○	○	○	○	
	一時	明石台第三会館	明石台 3 丁目 14-1	161	65	○	○	○	○	
	一時	明石台第五会館	明石台 5 丁目 10-2	156	63	○	○	○	○	
	一時	明石台第六会館	明石台 6 丁目 20-1	156	62	○	○	○	○	
	一時	明石台第七会館	明石台 7 丁目 19-6	155	62	○	○	○	○	
	一時	明石台第九会館	明石台 9 丁目 11-5	156	62	○	○	○	○	

5. 避難所等

エリア	区分	施設名	住所	面積 (㎡)	避難 者数	災害毎の適否				備考
						地震	洪水	土砂	火災	
日吉台 エリア 公民館	一時	日吉台一丁目会館	日吉台1丁目28-8	165	66	○	○	○	○	
	一時	日吉台二丁目会館	日吉台2丁目22-7	165	66	○	○	○	○	
	一時	日吉台三丁目会館	日吉台3丁目7-8	163	65	○	○	○	○	
	一時	杜乃橋会館	杜乃橋1丁目11-2	154	61	○	○	○	○	
	一時	杜乃橋第二会館	杜乃橋2丁目11-5	166	66	○	○	○	○	
成田 エリア 公民館	一時	成田三丁目会館	成田3丁目2-1	154	61	○	○	○	○	
	一時	成田五丁目会館	成田5丁目20-8	155	62	○	○	○	○	
	一時	成田七丁目会館	成田7丁目7-5	155	62	○	○	○	○	

※1 避難者1人あたりの面積は、2.5㎡としている。

※2 各施設の面積は、通路等の面積を除いている。

## 【資料 5-4】福祉避難所一覧

NO	法人名・施設名	住所
1	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
	なごみなの里地域福祉サービスセンター和風園	大和町小野字前沢 1
	なごみなの里地域福祉サービスセンター偕楽園	大和町小野字前沢 31-1
2	社会福祉法人永楽会	
	特別養護老人ホーム杜の風	富谷市富谷桜田 1-11
3	社会福祉法人東松島福祉会	
	特別養護老人ホームせせらぎの里	富谷市成田 1-5-7
	特別養護老人ホーム成田の里	富谷市成田 1-5-5
4	医療法人社団 中谷クリニック	
	介護老人保健施設リーブズ	富谷市成田 2-1-3
5	医療法人社団清山会	
	ケアホームいちいの杜	富谷市富ケ丘 2-10-15
	ケアハウスいちいの風	富谷市富ケ丘 2-10-15-1
	杜の家いちい	富谷市富ケ丘 2-10-15-1
	介護老人保健施設いずみの杜	仙台市泉区松森字西沢 26-4
6	株式会社ドリームライト	
	グループホームドリームライトひかりの里	富谷市成田 8-4-10
	デイサービスひかりの里	富谷市成田 8-4-10
	デイサービスゆめの森	富谷市成田 8-4-10

【資料 5-5】 避難の基本的フロー

- 自らの安全確保
- 家族の安全確保
- 正確な情報収集
- 冷静な行動
- できるだけ団体で行動

**避難の  
基本的フロー**



- **指定緊急避難場所、避難場所**  
公園、町内会館など  
災害による危険から避難してきた住民等が、一時的に集合し、危険が去るまで、一時的に滞在する場所。
- **指定避難所**  
公民館、小・中学校など  
地震などの被害による倒壊、焼失などで被害を受けた住民、または被害を受ける恐れのある住民が避難する施設。指定緊急避難場所を兼ねている。

## 【資料 5-6】市有車両一覧

令和元年 12 月 31 日現在

普通				小型		軽		原付	ショベル ローダ	フォーク リフト	トラクタ	計
乗用	貨物	乗合	特殊	乗用	貨物	乗用	貨物					
8	7	1	2	6	11	18	16	1	1	1	1	73

No.	所属課	保管場所	車両区分	燃料	台数
1	市長公室	富谷市役所	普通乗用	ガソリン	2
2	議会事務局	富谷市役所	普通乗用	ガソリン	1
3	企画部財政課	富谷市役所	普通乗用	ガソリン	3
4	企画部財政課	富谷市役所	小型貨物	ガソリン	2
5	企画部財政課	富谷市役所	軽乗用	ガソリン	7
6	企画部財政課	富谷市役所	軽貨物	ガソリン	3
7	企画部財政課	富谷市役所	普通乗合	軽油	1
8	総務部防災安全課	富谷市役所	普通乗用	軽油	1
9	総務部防災安全課	富谷市役所	小型貨物	ガソリン	1
10	市民部生活環境課	富谷市役所	軽貨物	ガソリン	2
11	清掃センター	清掃センター	小型貨物	軽油	1
12	清掃センター	清掃センター	ショベルローダー	軽油	1
13	清掃センター	清掃センター	フォークリフト	軽油	1
14	建設部都市整備課	富谷市役所	小型貨物	ガソリン	1
15	建設部都市整備課	富谷市役所	軽貨物	ガソリン	1
16	建設部都市整備課	富谷市役所	特殊	軽油	1
17	建設部都市計画課	富谷市役所	軽貨物	ガソリン	1
18	建設部都市計画課	富谷市役所	原付	ガソリン	1
19	上下水道課	富谷市役所	小型貨物	ガソリン	1
20	上下水道課	富谷市役所	軽乗用	ガソリン	1
21	上下水道課	富谷市役所	軽貨物	ガソリン	2

5. 避難所等

No.	所属課	保管場所	車両区分	燃料	台数
22	上下水道課	富谷市役所	特殊	軽油	1
23	経済産業部農林振興課	富谷市役所	軽貨物	ガソリン	1
24	経済産業部産業観光課	富谷市役所	小型貨物	ガソリン	1
25	保健福祉部子育て支援課	富谷市役所	小型貨物	ガソリン	1
26	子育て支援センター	子育て支援センター	小型乗用	ガソリン	1
27	子育て支援センター	子育て支援センター	軽乗用	ガソリン	1
28	保健福祉部健康推進課	富谷市役所	小型貨物	ガソリン	1
29	保健福祉部健康推進課	富谷市役所	軽乗用	ガソリン	1
30	保健福祉部長寿福祉課	富谷市役所	小型貨物	ガソリン	1
31	保健福祉部長寿福祉課	富谷市役所	軽乗用	ガソリン	1
32	保健福祉総合支援センター	保健福祉総合支援センター	小型乗用	ガソリン	2
33	保健福祉総合支援センター	保健福祉総合支援センター	軽乗用	ガソリン	5
34	保健福祉部地域福祉課	富谷市役所	軽乗用	ガソリン	2
35	教育部教育総務課	富谷市役所	普通乗用	ガソリン	1
36	給食センター	給食センター	普通貨物	軽油	7
37	教育部生涯学習課	総合運動公園	小型乗用	ガソリン	2
38	教育部生涯学習課	総合運動公園	軽貨物	ガソリン	2
39	生教育部涯学習課	総合運動公園	トラクタ	軽油	1
40	富谷中央公民館	富谷中央公民館	軽貨物	ガソリン	1
41	成田公民館	成田公民館	小型乗用	ガソリン	1
42	東向陽台公民館	東向陽台公民館	小型貨物	ガソリン	1
43	富ヶ丘公民館	富ヶ丘公民館	軽貨物	ガソリン	1
44	あけの平公民館	あけの平公民館	軽貨物	ガソリン	1
45	日吉台公民館	日吉台公民館	軽貨物	ガソリン	1

※消防車両は除く。



## 【資料 5-7】 災害対策基本法施行令第 33 条第 2 項に基づく緊急車両の標章



- 1 色彩は、記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」および「日」の文字を黒色、登録（車両）番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

## 6. 医療機関等

## 【資料 6-1】医療機関等一覧

令和元年9月末現在

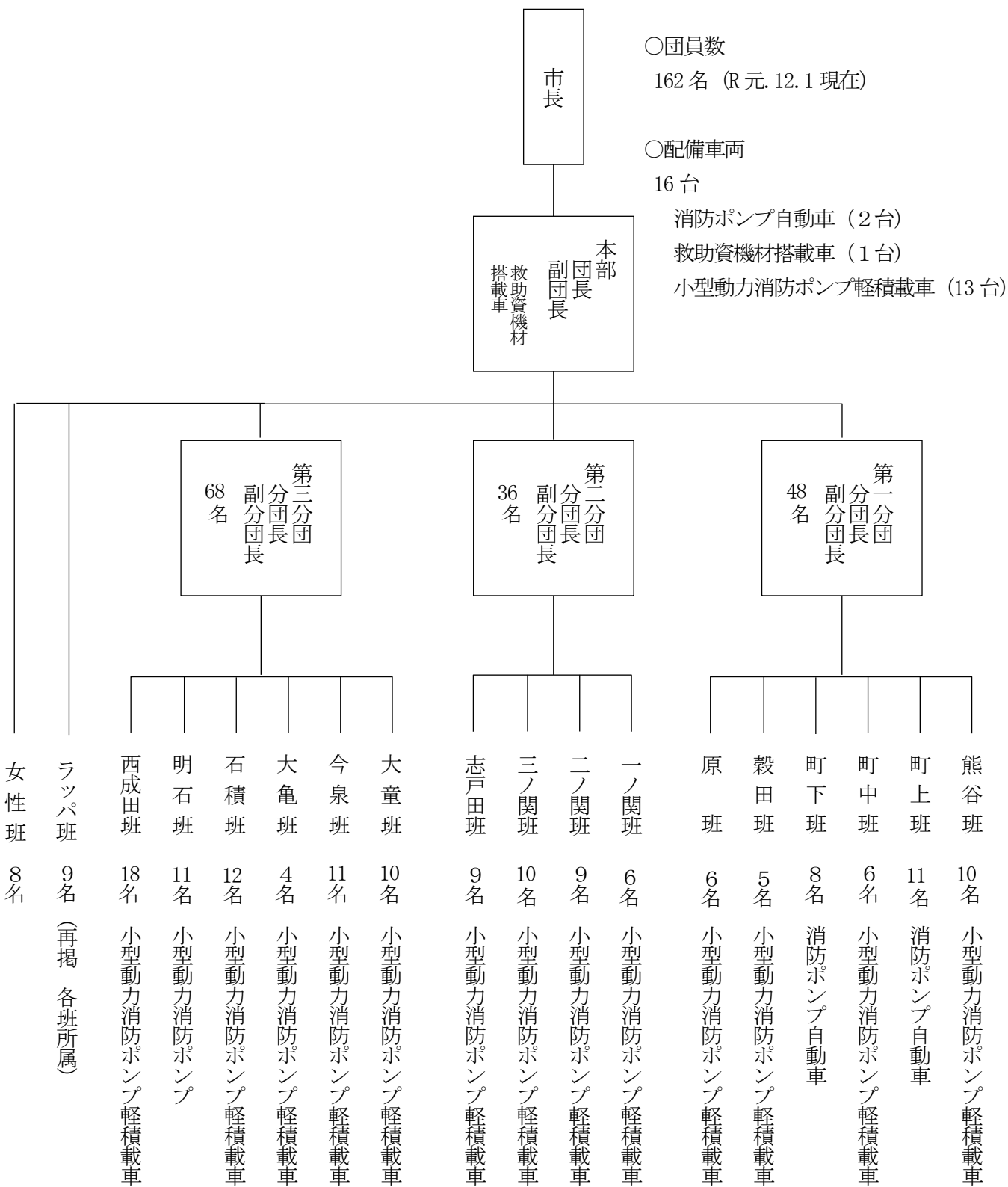
NO	区分	診療科目	施設名	住所	電話番号
1	総合	内科・心療内科・リウマチ科・小児科・外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・肛門科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科・麻酔科・消化器内科・呼吸器内科・循環器内科	公立黒川病院	大和町吉岡字西桜木60	345-3101
2	総合	内科・皮膚科・眼科・歯科・呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、糖尿病内科、人工透析内科	富谷中央病院	上桜木2丁目1-6	779-1470
3	内科、外科、小児科、産婦人科など	内科・神経内科・リハビリテーション科	仙台リハビリテーション病院	成田1丁目3-1	351-8118
4	内科、外科、小児科、産婦人科など	内科・外科・整形外科・皮膚科・リハビリテーション科	明石台整形外科	明石台2丁目22-5	351-2322
5	内科、外科、小児科、産婦人科など	内科・消化器科・循環器科・小児科	明石台内科	明石台5丁目1-4	772-5555
6	内科、外科、小児科、産婦人科など	内科・小児科・皮膚科・産婦人科	明石台レディースクリニック	明石台2丁目13-1	772-8188
7	内科、外科、小児科、産婦人科など	内科・消化器科・小児科・外科・肛門科	いとうクリニック	成田4丁目1-11	348-3051
8	内科、外科、小児科、産婦人科など	内科・循環器内科	大清水内科クリニック	大清水1-2-3	346-0482
9	内科、外科、小児科、産婦人科など	内科・小児科・呼吸器内科	Town Clinic en (タウンクリニック エン)	明石台7丁目1-5	358-1976
10	内科、外科、小児科、産婦人科など	内科・神経内科・外科・脳神経外科・リハビリテーション科	上桜木しんがい脳神経外科	上桜木2丁目3-14	779-1377
11	内科、外科、小児科、産婦人科など	精神科・神経内科	佐藤病院	三ノ関坂ノ下116-1	358-6855
12	内科、外科、小児科、産婦人科など	内科・外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・肛門科・リハビリテーション科	渋谷クリニック	日吉台2丁目38-10	348-5211
13	内科、外科、小児科、産婦人科など	産婦人科	新富谷S・Sレディースクリニック	成田9丁目1-20	348-3534
14	内科、外科、小児科、産婦人科など	アレルギー科・小児科	明石台こどもクリニック	明石台6丁目1-20	341-0115
15	内科、外科、小児科、産婦人科など	内科・産科・婦人科	やすこ女性クリニック	明石台6丁目1-20	342-1255
16	内科、外科、小児科、産婦人科など	小児科	ちば小児科	富谷北裏47	358-0601
17	内科、外科、小児科、産婦人科など	内科・小児科・外科・整形外科・皮膚科・産婦人科・消化器内科	富谷医院	ひより台1丁目45-1	358-2872
18	内科、外科、小児科、産婦人科など	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科	日吉台きむら内科	日吉台1丁目21-1	348-0722
19	内科、外科、小児科、産婦人科など	整形外科・リハビリテーション科	長澤整形外科クリニック	富ヶ丘2丁目11-12	358-7688
20	内科、外科、小児科、産婦人科など	小児科	のりこ小児科	日吉台2丁目24-2	358-1212
21	内科、外科、小児科、産婦人科など	心療内科・精神科・老年精神科・児童精神科	富谷ファミリーメンタルクリニック	上桜木2丁目3-6	725-4156

## 6. 医療機関等

NO	区分	診療科目	施設名	住所	電話番号
22	内科、外科、小児科、産婦人科など	内科	あおぞら在宅診療所富谷仙台	あけの平2丁目3-8	342-1255
23	耳鼻科	耳鼻咽喉科・歯科・歯科口腔外科	中谷クリニック	成田2丁目1-3	351-8033
24	耳鼻科	耳鼻咽喉科	なりた耳鼻咽喉科	成田4丁目18-8	344-6208
25	眼科	眼科	あかいし台眼科	明石台6丁目1-20	346-1719
26	歯科	歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科	青葉第二歯科	上桜木1丁目46-3	348-1085
27	歯科	歯科	泉ヶ丘歯科医院	富ヶ丘2丁目4-7	358-4151
28	歯科	歯科・矯正歯科・小児歯科	うちがさき歯科医院	富谷新町70	358-0222
29	歯科	歯科	内田歯科	太子堂1丁目9-21	358-2523
30	歯科	歯科・小児歯科	えんどう歯科医院	日吉台2丁目39-5	358-9112
31	歯科	歯科・小児科・歯科口腔外科	おおえ歯科クリニック	明石台6丁目1-20	776-8133
32	歯科	歯科・小児歯科	橋高第三歯科	あけの平2丁目4-4	358-5949
33	歯科	歯科・矯正歯科・小児歯科	小松こども歯科	明石台2丁目22-1	220-1660
34	歯科	歯科・歯科口腔外科	さいとう歯科クリニック	成田4丁目19-3	351-0810
35	歯科	歯科・矯正歯科・小児歯科	榊原デンタルクリニック	成田7丁目26-119	725-6525
36	歯科	歯科・小児歯科・歯科口腔外科	さくらデンタルクリニック	成田4丁目11-5	351-6331
37	歯科	歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科	さくらの杜歯科&ワハハキッズデンタルランド	明石台5丁目1-17	351-3550
38	歯科	歯科・矯正歯科	たかはし歯科・矯正歯科クリニック	成田4丁目1-3	348-3071
39	歯科	歯科	館歯科医院	富谷西沢108-7	358-7101
40	歯科	矯正歯科	とくがわ矯正歯科クリニック	大清水2丁目22-1	346-0744
41	歯科	歯科・小児歯科	富谷ガーデン歯科	大清水2-13-3	343-6874
42	歯科	歯科・口腔外科	ひより台歯科医院	ひより台2丁目35-16	358-7781
43	歯科	歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科	りりぶ歯科クリニック	大清水1丁目33-1 イオンモール富谷2階	348-8143
44	歯科	歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科	三浦歯科醫院	富ヶ丘1丁目27-20	725-7872
45	歯科	歯科・矯正歯科・小児歯科	アイビー歯科クリニック明石台	明石台7丁目1-22	343-0108

## 7. 消防団、水利

【資料 7-1】 富谷市消防団組織



## 【資料 7-2】 消防水利一覧

令和元年 12 月 4 日現在

## ■消火栓

区分	地上単口	地上双口	地下単口	計
公設	159	5	305	469
私設	0	0	0	0
			計	469

## ■防火水槽

区分	100 m <sup>3</sup> 以上	40 m <sup>3</sup> 以上	20~40 m <sup>3</sup>	計
公設 (有蓋)	1	157	22	180
公設 (無蓋)	0	0	1	1
			計	181

区分	100 m <sup>3</sup> 以上	40 m <sup>3</sup> 以上	20~40 m <sup>3</sup>	計
私設 (有蓋)	3	68	0	71
私設 (無蓋)	0	1	0	1
			計	72

防火水槽 計	253
--------	-----

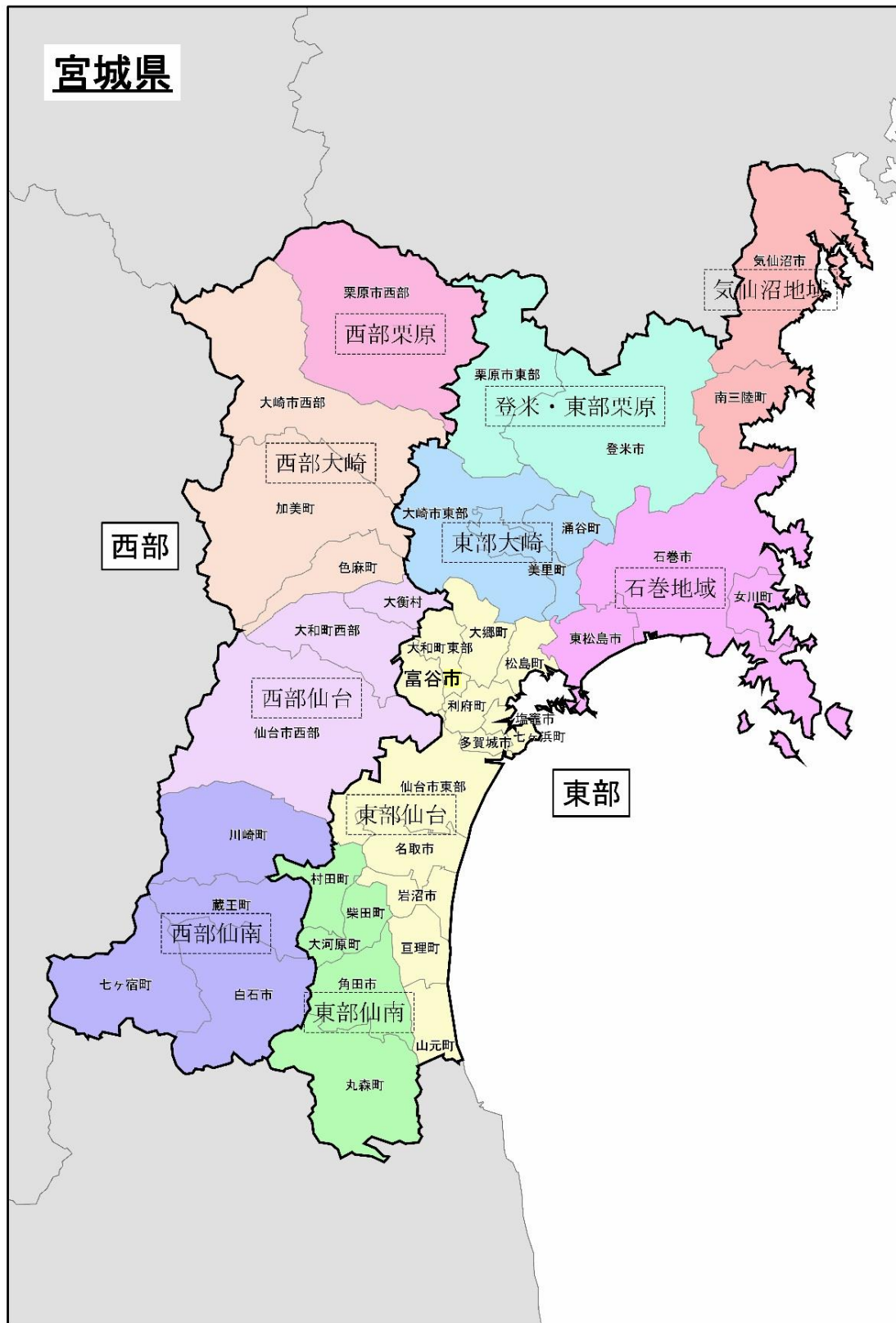
## ■その他

池・沼	プール	河川	計
16	16	16	46

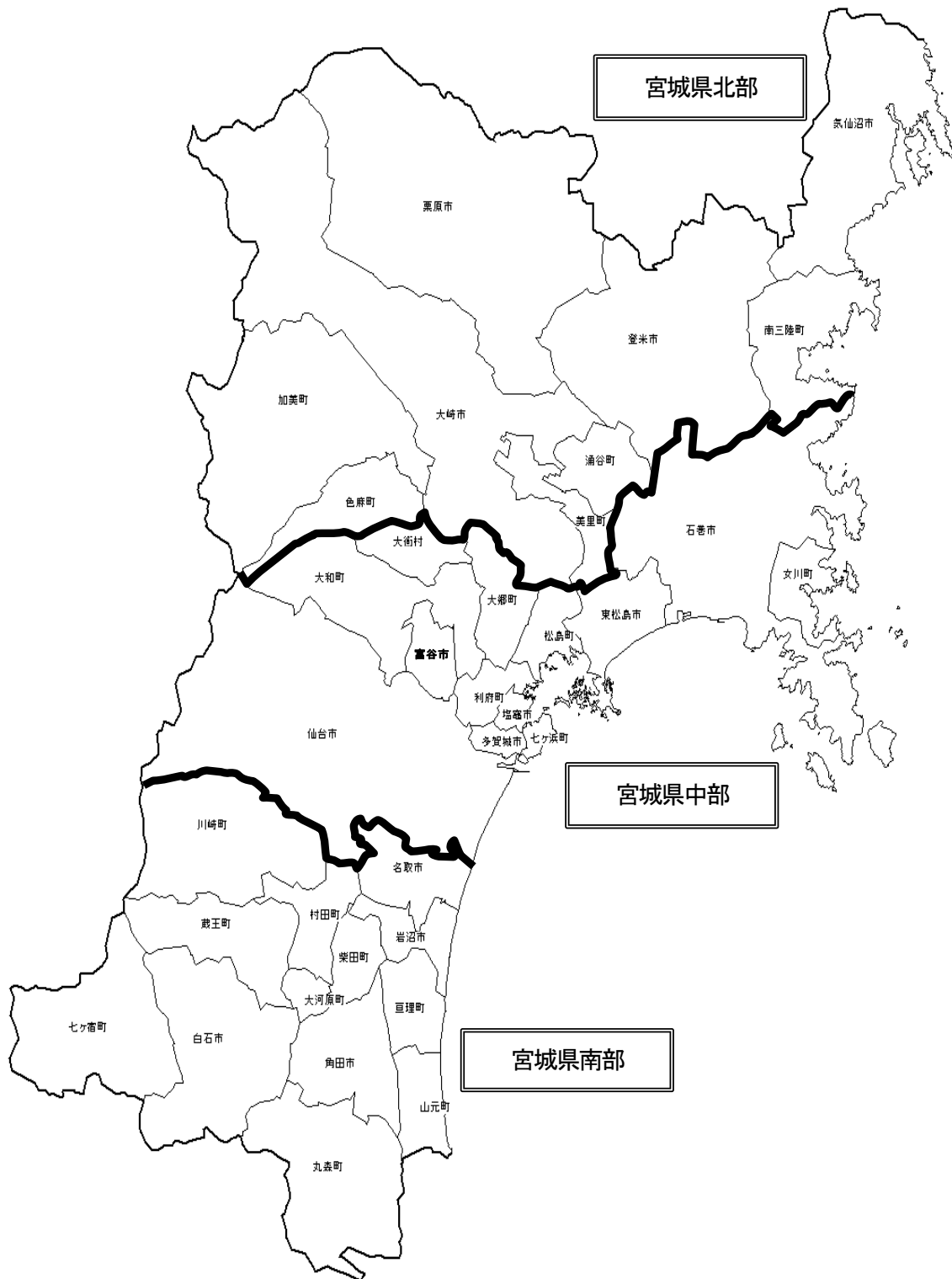
## 8. 気象情報等に関する区域

【資料 8-1】 宮城県の詳細区域に該当する市区町村表

平成22年5月27日現在



【資料 8-2】 宮城県内の震央地名



## 9. 協定書・覚書

## 【資料 9-1】相互応援協定

	協定名	協定締結相手	締結日	協定内容
1	大和町、大郷町、富谷市、大衡村消防相互応援協定	大和町、大郷町、大衡村	昭和40年5月15日	消防の相互応援に関して定める。
2	宮城「館」防災に関する相互応援協定	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大衡村、大郷町	平成7年11月14日	相互応援に関して定める。
3	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局	平成21年8月25日	災害時における各種情報の交換等に関して定める。
4	電力設備災害復旧に関する協定	東北電力株式会社仙台北営業所	平成24年6月14日	電力設備災害復旧に関して定める。
5	災害時相互応援協定	長久手市	平成25年1月23日	相互応援に関して定める。
6	東北自動車道宮城県消防相互応援協定	仙台市、名取市、仙南地域広域行政事務組合、栗原地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、黒川地区消防事務組合	昭和63年7月1日	東北自動車道における消防業務に関する相互応援に関して定める。
7	宮城県広域消防相互応援協定	宮城県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	平成4年4月1日	消防力を円滑かつ迅速に処理するため広域消防相互応援に関して定める。
8	宮城県広域航空消防応援協定	宮城県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	平成4年4月1日	宮城県の所有する回転翼航空機の応援に関して定める。
9	宮城県内航空消防応援協定	仙台市	平成13年4月1日	仙台市の所有する回転翼航空機の応援に関して定める。
10	宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害時における広域航空消防応援に関する協定	宮城県と仙台市、名取市、岩沼市及び消防の業務を行う一部事務組合	平成16年4月1日	宮城県に派遣されている職員の応援派遣に関する手続きに関して定める。



## 【資料 9-2】 物資・資機材の提供等に関する協定、覚書

	協定名	協定締結相手	締結日	協定内容
1	災害時における応急用燃料の供給に関する覚書	宮城県石油商業協同組合塩釜支部及び同黒川支部	平成10年11月4日	発生時において必要とする応急用燃料の供給確保に関して定める。
2	災害時における支援協力に関する協定	イオンリテール株式会社 イオンモール富谷	平成18年6月12日	災害時における支援協力に関して定める。
3	災害時支援物資等の提供に関する協定書	(株)サン・ベンディング東北	平成21年8月25日	災害時支援物資等の提供に関して定める。
4	災害時における応急措置の協力に関する協定	くろかわ商工会富谷事務所	平成21年12月14日	災害時における応急措置の協力に関して定める。
5	災害時における応急措置の協力に関する協定	世紀東急工業株式会社東北支店	平成22年3月23日	大規模災害発生時における緊急対応に関して定める。
6	災害時における支援協力に関する協定	白石食品工業株式会社仙台工場	平成22年3月24日	災害時における支援協力に関して定める。
7	災害時支援物資等の提供に関する協定書	仙台ココ・コーラボトリング株式会社仙台北営業所	平成22年4月1日	災害時における市各施設内自動販売機での清涼飲料水供給に関して定める。
8	災害時における隊友会の協力に関する協定	公益社団法人隊友会 宮城県隊友会富谷支部	平成24年5月16日	大規模な災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために行う協力に関して定める。
9	大規模災害発生時における資機材等の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	平成24年5月16日	大規模災害発生時における資機材等の供給協力に関して定める。
10	災害時における応援協力に関する協定	公益社団法人富谷市シルバー人材センター	平成25年3月18日	大規模な災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために行う業務に関して定める。
11	災害時における物資の供給協力に関する協定	新みやぎ農業協同組合	平成25年6月19日	災害時における物資調達に関して定める。
12	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 株式会社ドリームライト 医療法人社団清山会 医療法人社団中谷クリニック 社会福祉法人桜樹会 社会福祉法人東松島福祉会 社会福祉法人永楽会	平成25年12月11日	要援護者の緊急受入れの相互協力に関して定める。
13	物資等の緊急輸送に関する協定	公益社団法人宮城県トラック協会仙台支部	平成26年3月19日	物資等の緊急輸送に関して定める。
14	災害時における放送等に関する協定	株式会社ジェイコムイースト 仙台キャベツ局	平成27年8月10日	災害情報の提供とその放送の要請に関して定める。
15	特設公衆電話の事前設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社 宮城事業部	平成27年10月30日	非常用電話の事前設置に関して定める。
16	災害等における物資供給及び施設提供の協力に関する協定	株式会社バイタルネット	平成27年10月30日	物資供給及び施設提供の協力要請に関して定める。

9. 協定書・覚書

	協定名	協定締結相手	締結日	協定内容
17	災害時における物資調達に関する協定	コストコホールセール ジャパン株式会社	平成28年3月6日	物資供給に関して定める。
18	備蓄食糧の有効活用を図るための基本協定	生活協同組合連合会コープ 東北サンネット事業連合	平成28年11月2日	非常食糧の有効活用に関して定める。
19	特定接種の接種体制に関する覚書	公益社団法人地域医療振興協会 公立黒川病院	平成28年12月28日	特定接種の接種体制に関して定める。
20	備蓄食糧の有効活用に関する覚書	特定非営利活動法人 ふうどばんく東北AGAIN	平成29年2月6日	非常食糧の有効活用に関して定める。
21	災害時におけるLPガスの供給等に関する協定	一般社団法人宮城県LPガス協会・くろしおLPガス協議会	平成29年3月24日	LPガス調達体制の強化に関して定める。
22	防災行政無線放送内容の再送信に関する協定	株式会社ジェイコムイースト 仙台キャベツ局	平成29年4月17日	防災行政無線放送内容の再送信に関して定める。
23	地域における協力に関する協定	富谷市内郵便局	平成29年8月21日	災害時における支援協力に関して定める。
24	原子力災害時における住民の広域避難に関する協定	石巻市	平成29年12月1日	原子力災害の発生、または発生の恐れがある場合、市民の受け入れに関して定める。
25	災害時における消防用水等の確保に関する協定	黒川地域行政事務組合理事会、仙台地区生コンクリート協同組合、大崎生コンクリート協同組合、株式会社富谷金物	平成30年7月23日	消防用水等の確保に関して定める。
26	安心して暮らせる地域づくりに向けての包括連携協定	みやぎ生活協同組合	平成30年9月28日	応急物資供給等、市民支援等の協力に関して定める。

## 10. 災害救助法

## 【資料 10-1】災害救助法による救助の方法、程度及び期間について

令和元年10月23日

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 収容所設置費 1人 1日当り 330円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内					
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模：建設型仮設住宅に準じる 2 基本額：地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。					
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、必要生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営む事が困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000		13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		

10. 災害救助法

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的措置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者・・・協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の位相費は別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生剤料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分娩した日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜査」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円以内	災害発生の日から 1 ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500 円 中学校生徒 4,800 円 高等学校生徒 5,200 円	災害発生の日から（教科書） 1 ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬をする者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 215,200 円以内 小人（12 歳未満） 172,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の最死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,500 円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,400 円以内 (検索) 救護班以外は慣行料金の額以内	災害発生の日から 10 日以内	1 懸案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ手回しのため生活に支障をきたしている場合で自力では除去する事ができない者	1 世帯当たり 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助に実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1 から7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           イ 3 千万円以下の部分の金額については100 分の10            ロ 3 千万円を超え6 千万円以下の部分の金額については100 分の9            ハ 6 千万円を超え1 億円以下の部分の金額については100 分の8            ニ 1 億円を超え2 億円以下の部分の金額については100 分の7            ホ 2 億円を超え3 億円以下の部分の金額については100 分の6            ヘ 3 億円を超え5 億円以下の部分の金額については100 分の5            ト 5 億円を超える部分の金額については100 分の4         </div>				

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定める事ができる。

## 【資料 10-2】被災世帯の算定基準

## 被災世帯の算定基準

①被災世帯の算定	ア. 全壊、全焼、流失等により滅失した世帯	
	イ. 住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって住家の滅失した1世帯とみなす。	
	ウ. 住家が床上浸水、土砂のたい積等によって一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって住家の滅失した1世帯とみなす。	
②住家の滅失等の認定	ア. 住家の滅失	(ア) 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである。
		(イ) 住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものである。
	イ. 住家の半壊・半焼	(ア) 住家の損壊又は焼失した部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のものである。
		(イ) 住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものである。
	ウ. 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの（住家の被害が上記に該当しない場合）	(ア) 浸水がその住家の床上に達した程度のものである。
		(イ) 土砂・竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
③世帯及び住家の単位	ア. 世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	イ. 住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかを問わない。 又、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が、遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。